

会

議

午前 10 時 0 分開議

議長（増田 清君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

議第 43 号の上程・説明・質疑・討論・採決

議長（増田 清君） 日程により、議第 43号 監査委員の選任についてを議題といたします。

ここで地方自治法第 11条の規定により、森 温繁君の退席を求めます。

〔 14 番 森 温繁君退場 〕

議長（増田 清君） 当局の説明を求めます。

番外。

副市長（渡辺 優君） それでは、議第 43号 監査委員の選任につきまして、ご説明を申し上げます。

初めに、本案の提出の根拠でございますが、地方自治法第 196条第 1 項の規定に基づきまして、議会の同意を求めるものでございます。

この地方自治法第 196条第 1 項の規定と申しますのは、監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関し、すぐれた識見を有する者及び議員のうちからこれを選任するというものでございます。

次に、提案理由でございますが、議員のうちから監査委員を選任するためということでございます。

次に、選任いたしたい方でございますが、下田市須崎 65番地の森 温繁さんでございます。生年月日は昭和 19年 8 月 9 日生まれの 62歳でございます。

同氏の主な公職歴でございますが、昭和 62年 4 月に下田市議会議員に初当選以来、現在で 6 期目でございます。この間、平成 5 年 6 月から平成 7 年 4 月まで厚生経済常任委員会委員長、また平成 10年 6 月から平成 11年 4 月まで下田市議会副議長、そして平成 15年 8 月から平成 17年 8 月まで伊豆つくし学園組合議会議長、さらに平成 17年 5 月から平成 19年 4 月まで下田市議会議長の要職をそれぞれ歴任されております。

監査委員として適任者と確信しているものでございます。ぜひとも皆様方のご同意をいただけますようお願いを申し上げます。よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

議長（増田 清君） 当局の説明が終わりました。

本案に対する質疑を許します。

9 番。

9 番（増田榮策 君） この監査委員の人事でございますが、私は議員になって 12年、議会側から選ばれるこの監査というのは大変なチェック機能で、重たい選任でございます。私は、この監査の任務に対することよりも、この監査を選ぶ基準といたしますか、議会から選ぶ監査というのは議会の最終チェックとしての、また別の意味から監査の重要性が、私は指摘されるのではないかなというふうに思います。

今まで、極めて当局寄りに近い人間が選ばれて、当局に何だか都合のいい人間だけ選ばれるような気が私はするんですが、その辺について当局は、まずどのような観点からこの人事というのを選任されたのか、まず第 1 点、お伺いします。

2 点目は、私は多くの市民から議員の資質、こういうものを多くの人間から言われているわけでございますが、選挙中も多くの市民から言われました。その中で、私も 12年間、こんな選ばれた議員さんを見てまいりましたが、これは言いにくいことですが、大変居眠りが多いということで、多くの議員がそうじゃないかと、こういう大変厳しいご指摘がございました。私は、決してそのことでいちゃもんをつけているわけではございませんが、ただ森議員のこのことについて、一昨日も私こう 見ていましたら、確かに居眠りをしていたわけですが、これは体が悪いんじゃないかなと私は個人的に思いますが、その辺は本人にお聞きになったのかどうか、この 2 点をお伺いします。

議長（増田 清君） 番外。

副市長（渡辺 優君） 今議員の方から、1 点目は当局に都合のよい人事、また 2 点目は議員の資質ということでの質問がございました。

先ほど、選任の理由を述べさせていただきました。この選任の基本となっておりますのは、地方自治法の 196 条第 1 項の規定でございまして、私の方から選任の理由といたしまして、人格高潔、また地方公共団体の財務管理等にも大変すぐれていると。今までの森さんの功績を見れば、6 期の議員歴、6 期目に入ったわけでございますけれども、この間も、延々と公職歴を述べさせていただきましたが、いろんな重要なポストを歴任をされておまして、代

表監査委員とともに、2人の監査委員で十分に下田市の監査を的確にしていだけるという確信のもとで提案をさせていただいたものでございます。資質にも問題なからうかと思えます。

議長（増田 清君） 9番。

9番（増田榮策君） もう1点だけお伺いしますが、私、12年のこの議員の間でございますが、私はよく議員の方も観察しておりますが、森議員については議案に対する質問、全く私はないように記憶しております。

もう1点は、賛否を問う場合もすべて賛成だったような気が私はするんですが、これは本当に大事なことで、この議員の資質等今助役さんから言われましたが、チェックというのはそれぞれ独自の党派や会派や、また当局寄りの姿勢ではなくて、議会の最終チェックとしての、チェックマンとしての本来の使命を果たせるか果たせないかの資質だと私は思うんです。その点、助役さんはどのように評価しているか、もう一度お伺いします。

議長（増田 清君） 番外。

副市長（渡辺 優君） 先ほど述べましたように、増田榮策議員の言われることは確かなこととございまして、特に議会選出の監査委員、これはすべてがいいとか悪いとか、そういう偏ったあれじゃなくて、やっぱり監査委員の資質としてのしっかりとした監査をやっていたと人物を、ぜひ同意をいただくということでやっているものでございまして、今まで長い経験の中で、それはそれで本人の考えの中で、行政執行チェック機関としての賛否のことがあったかと思えますけれども、これは先ほど言いましたように代表監査委員とともにもしっかりと、党派限らず監査をしていただける人物であると確信をしているところでございます。

議長（増田 清君） ほかに質疑はありませんか。

1番。

1番（沢登英信君） 2点ほどお尋ねをしたいと思います。

1点は、議会の同意を得てということではありますが、議会を代表する監査委員というような側面も当然あると思うわけです。選考に当たりまして、議長さんに一応相談をするとか、一定のこともあろうかと思うんですが、その選考に当たってそういうような思いといいますか、取り扱いをしたのかどうなのか。あるいは市長そのもので、この人がということで決めたということなのか、その点の選考の仕方について、1点お尋ねをしたい。定例のやり方やあるいは特別なやり方というようなものがあるのかなのか、その点を1点お尋ねしたい。

それから、もう1点は、この期間、当局自身が法令に違反をする、そういう執行がたびたび出てきたかと思うわけです。1つは、法律の時期の問題もあったかと思いますが、収入役の選任の問題等、新しいところかと思いますが、そういう課題について、やはり議員としてきちりチェックをして、市長や当局が自ら処分しなくて済むような体制をとらなければならないと思うわけですが、そういう法令等々に違反したときに、これまずいと、こういう発言が森議員になかったような気がするわけでありませう。法令に照らしてきちり当局の執行をいさめるといいますか、当然踏み外す前にチェックをするというような内部監査の責任も持っていようかと思うわけですが、これらの点についての資質をどう判断をされているのか、この2点をお尋ねしたいと思います。

議長（増田 清君） 番外。

副市長（渡辺 優君） 1点目の選考の仕方でございますが、これは当然にいろいろな部分で地方自治法にのっとりた資質としての市長の判断でございますが、これらにつきまして、まず政策会議におきまして、また課長会議におきまして、こういう方を今回議選の監査委員として提案をしたい、議会の同意を得たいということでやってきております。

それから、法令に照らして当局をいさめる姿勢がなかったということでございますが、本人からしてみれば、決してそういうつもりはなかったと思います。1人の議会の監査委員だけで決定するものでもなくて、当然に先ほど来言っていますように、代表監査委員もおることですし、2人の合同協議の中で悪いものは悪いということでの、今までの監査結果報告も出されているかと思ひます。そういうことで、両監査委員が協力して、今まで以上の適切な監査、またはそういう指示、また報告がなされるものと期待をしています。

議長（増田 清君） ほかに質疑はありますか。

2番。

2番（藤井六一君） 今の沢登議員とちょっと関連するようになろうかと思ひますけれども、最近というか、よその市町村では、議会選出の監査委員、議会に推薦を求めるといふような動きがあるように聞いておりますけれども、もしそういうようなことができましたならば、今日のようなこういう質問も出なくなるんじゃないのかなという気がいたします。今後、市長、そういうお考えがあるかどうか、その点だけお伺ひします。

議長（増田 清君） 番外。

市長（石井直樹君） 再ほど副市長の方から答弁申し上げましたように、まずは関連の中で政策会議等に諮りながら、議会選出の監査委員はどの方にしようかという同意を得て、最終

的に私が判断をさせていただいて、今回議案を出させていただいたわけではありますが、今議員がおっしゃるのは、そうじゃなくて、議会の方に推薦を依頼をしたらどうか ということでございますね、そういうことですね。そういうところがあるということであれば、それはまたそれで、選考の仕方はいろいろあるかと思しますので、それは今ご意見として一応承っておきます。今回はこのような過程で、森 温繁さんが一番最適任者ということで議案上程させていただいておりますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

議長（増田 清君） ほかに質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議ないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議ないものと認めます。

よって、議第 43号 監査委員の選任については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

ここで森 温繁議員の入場をお願いいたします。

〔14番 森 温繁君着席〕

議第 44号の上程・説明・質疑・討論・採決

議長（増田 清君） 次は、日程により、議第 44号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

副市長（渡辺 優君） それでは、議第 44号につきましてご説明を申し上げます。

本案は、教育委員会委員の任命に関する件でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定によりまして、議会の同意を求めます。

この第 4 条第 1 項の規定は、委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する者のうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て任命するという規定になっております。

次に、任命いたしたい方でございますが、住所は下田市東中 6 番地 6、氏名は高 橋正史さんでございます。生年月日は昭和 16年 8 月 5 日生まれで、65歳でございます。

次に、提案理由でございますが、現在の高 橋正史教育委員の任期は平成 19年 7 月 20日で任期満了となるため、再任につきまして議会の同意をお願いするものでございます。

高橋さんの主な経歴でございますが、旧下田町の出身で、昭和 40年 3 月に静岡大学教育学部を卒業後、同年 4 月に下田町立稲生沢中学校臨時講師として勤務され、以来田方郡修善寺町立修善寺小学校、下田町立下田小学校、南伊豆町立南中小学校、河津町立南小学校、下田市立稲生沢小学校、下田市立白浜小学校教諭として勤務され、平成元年 4 月に西伊豆町立仁科小学校教頭に任命され、平成 3 年 4 月に下田市立下田小学校教頭に転任、平成 4 年 4 月に下田市立白浜小学校長に就任されました。その後、平成 7 年 4 月から下田市教育委員会へ出向、平成 10年 3 月まで学校教育課長として勤務されました。平成 10年 4 月には、下田市立下田中学校校長に就任され、平成 14年 3 月をもちまして定年退職をされ、同年 8 月 23日から下田市教育委員会委員に就任、平成 15年 7 月 21日に再任され、現在に至っているものでございます。

高橋さんは、人格高潔、誠実で指導力があり、教育、文化に 対し識見豊かな方であり、教育委員会委員といたしましても積極的に教育行政に取り組みされており、教育委員会委員として適任であると考えます。

以上のことから、今後におきましても、引き続き教育委員会の委員といたしましてご同意をいただけますようお願いを申し上げます。よろしくご審議、お願い申し上げます。

議長（増田 清君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

5番。

5番（鈴木 敬君） 私は、これまでも教育委員の任命に関しては、基本的に教育委員に指名していただく方に関しまして、その人がどのような教育に対する考え方を持っているのか、基本的にそういうふうなことを明らかにしてほしいということ、これまで何度か言ってきたつもりであります。

このたびの高・さんに関しては再任ということですので、私も4年間、いろいろ高・教育長の答弁、教育に対する考え方等々聞いておりますので、それに関してはいいんですけども、まだ新しい議員、これまで高・教育長の考えをまだ聞いておられない議員もおられますし、やはり再任といえども教育長としてどういうふうな形で、基本的な教育に対する考え方を持っているのかというふうなことを、項目2つ、3つでもよろしいのですけれども、明らかにしていただきたいなというふうに思います。

というのも、教育委員というのは、監査委員とか、あるいは民生委員等々とも違まして、やはり教育というのは国の根幹をなすものでありますし、現在、いろいろ教育が問題になっていますし、いじめだとか自殺だとか、あるいはさまざまな教育、ゆとり教育だとか、いろんな問題、これが日本の社会を形づくっていくわけでありますので、日本の社会の根幹をなすものである、それを担っていく重要な責任を持っている、そしてまた教育委員はそれなりの権限もあるというふうなことです。それなりにそこら辺の少なくとも教育基本法に関してはどういうふうな考えを持っているのかとか、現在行われているゆとり教育、あるいは見直しされているゆとり教育等々に関してどのような考えを持っているのか、それは広範な項目でなくてもよろしいのですけれども、基本的な考え方、二、三の項目に関してできるだけ簡潔に、イエス・ノーでもいいですけども、どういうふうな形でお考えを持っているのかというふうなことを明らかにしていただきたいなというふうに思います。それだけでなく、ただ人柄がよいというだけで教育を任せてもよろしいのかどうかということに関しては、甚だ私としても心もとない思いがあります。

また、もう1点ですけども、この間、教育に関してはさまざまな動きがありまして、特に教育委員の根本的な教育基本法の改正、あるいは教育三法の改正というふうなことが国会で論議され、そして改正案が成立しております。教育の根本の法令が変わっています。その中で、また特に教育三法の改正の中で、教育委員会に対するさまざまな規定も変わっております。特に、教育における地方分権の推進というところの中で、教育委員の数を弾力化し、教育委員への保護者の選任を義務化するというふうな項目があります。また、文化・スポー

ツの事務を首長が担当できるようにすることとするというふうな項目も加えられております。これは、こういうふうに教育委員会そのものが、大きく制度も変わっていかうとしておるときに、基本的に市として教育委員会に対してどのような展開があるのか、これからどのようにしていこうとするのかというふうな市長の基本的なお考えをお聞きしたいと思います。

また、文化・スポーツの事務を首長が担当できるようにするというふうなことは、これまで教育委員会の中に学校教育課と生涯学習課というふうなのがありました。生涯学習課の中で文化とかスポーツ面の方は、ちゃんとして管轄してきたんだと思いますけれども、それはもう教育委員会から外してもいいんじゃないかというふうなことも、当然考えられると思います。市長が、直接にそのようなスポーツとかいうふうなことを直轄でやるのであれば、そういうふうな制度の問題も出てくるんじゃないかと思います。また、この問題を敷衍していくと、例えば今、文化会館振興公社が指定管理者として管理委託されているんですけども、そのようなことも教育委員会が指定管理者で管理するというふうなことですけれども、市長が、市が直接、指定管理者を指定するというふうな形になっていくというふうなことも考えられます。

とにかく、教育委員会自体が大きく変わろうとしています。そのような中で、新しく教育長を選任するわけですので、そこら辺の基本的なお考えについて、市のあるいは市長の基本的なお考えをお聞きしたいと思います。

議長（増田 清君） 番外。

市長（石井直樹君） 前にも鈴木議員とは教育委員の選任について、その人がどのような教育論を持っているのかなんてお話をさせていただいたことがありますが、今回は教育委員の任命につきましては、再任ということで上程をさせていただいております。少し外れた議論になるかもしれませんが、教育委員の選任につきましては、なかなか、議員がおっしゃるようにその人がどういう教育論を持っているかというところまでは、詳しく一々聞いて同意を得ているわけではありません。いわゆるふだんの教育に関する活動、あるいはその人がどのような生きざまをしてきたか、こういうようなことを勘案して、我々は地域に余り偏らないような地域代表ということも考えながら、教育委員の選任をさせて、議会の方に上げさせていただくというのが流れでございますので、その辺はご理解いただきたいというふうに思います。

議長（増田 清君） 5番。

5番（鈴木 敬君） 教育委員会自体のこれからの方向性ということについてもお聞きして



いるんですけれども、それについては。法が、とにかく教育三法改正されました、成立していますというふうなところから、来年の4月からの施行になると思うんですけれども、教育委員会自体の内容が大きく変わっていくと。また、新たに保護者の代表も教育委員会委員として選任しなければならないというふうな項目もあったりします。そういうふうな中で、これから市長として教育委員会をどのようにしていくのかというふうなことについての基本的な見解をもう一度お聞きします。

議長（増田 清君） 番外。

市長（石井直樹君） 確かに、国の方ではいろいろな問題点、あるいは地方の行政体の中でも教育委員会を市長部局に置く、いろんな考え方が出ているようでありましてけれども、私の任期中の間は今のスタイルでいきたいというふうを考えております。

議長（増田 清君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第44号 教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

ここで、ただいま同意を得られました高・教育長より、あいさつのための発言を求められておりますので、これを許可いたします。

番外。

教育長（高橋正史君） ただいま選任をいただき、責任を痛感しています。心新たに教育行政に努めたいと思います。皆様方のご指導、ご鞭撻をいただき、その職責を果たしたいと考えています。どうぞよろしく申し上げます。

#### 議第45号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（増田清君） 次は、日程より議第45号 下田市行政財産の使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

総務課長（糸賀秀穂君） それでは、議第45号 下田市行政財産の使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明申し上げ、ご理解賜りたいと存じます。

お手数ですが、議案件名簿の3ページをお開き願います。

議第45号 下田市行政財産の使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてございまして、下田市行政財産の使用料徴収条例の一部を改正する条例を別紙4ページの内容のとおり制定するものでございます。

提案理由は、地方自治法の一部改正に伴う所要の改正及び条文の整備を行うためでございます。

それでは、改正の内容につきまして、条例改正関係等説明資料によりご説明申し上げます。

お手数ですが、条例改正関係等説明資料の1ページ、2ページをお開き願います。

見開き左側の1ページは改正前、右側2ページは改正後で、アンダーラインを引いてある箇所が今回改正をさせていただくところでございます。

改正の内容でございますが、まず第1条中「第238条の4第4項」を「第238条の4第7項」に改めるものでございますが、これは行政財産の目的や使用許可を規定します地方自治法第238条の4第4項が、法律の改正によりまして第238条の4第7項に条項の繰り下げが行われたことに伴い、改めるものでございます。

続きまして、第2条中「定める」の次に「占用料の」を加え、第3条中「1ヶ月」を「1月」に改め、第4条中「一に」を「いずれかに」に、同条第3号中「、その他」を「その他」に、同条第4号中「前各号」を「前3号」に改めるものでございます。これらは条文の整備ということで、字句の表記を改めるものでございます。

また、第5条中「一に」を「いずれかに」改め、同条第2号中「その他」を「前号に掲げるもののほか、」に改めるものでございます。これらにつきましては、法制執務のルールにのっとりまして改めさせていただくものでございます。

それでは、議案件名簿の4ページに戻っていただきまして、附則でございますが、この条例は、公布の日から施行するというものでございます。

以上、大変簡略な説明で恐縮でございますが、よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

議長（増田 清君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第45号議案は、総務文教常任委員会に付託をいたします。

#### 議第46号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（増田 清君） 次は、日程により、議第46号 下田市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

建設課長（井出秀成君） 議第46号 下田市営住宅条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案件名簿5、6ページ、条例改正関係等の説明資料3、4ページをご覧をお願いいたします。

議第46号 下田市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について。

下田市営住宅条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

提案理由は、老朽化した住宅を廃止するためでございます。

うつぎ原市営住宅につきましては、老朽化した住宅2戸を廃止し、別表第1 うつぎ原市営住宅の項、戸数の欄中「11」を「9」に改め、丸山市営住宅につきましては、老朽化した住宅の5戸を廃止し、同表丸山市営住宅の項、戸数の欄中「74」を「69」に改めるものでございます。

この条例は、公布の日から施行するものでございます。

うつぎ原市営住宅2戸、丸山市営住宅5戸の住宅廃止後は、解体し、それぞれの借地を所有者にお返すものがございます。

以上、よろしくご審議をお願い申し上げます。

議長（増田 清君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

9番。

9番（増田榮策君） この市営住宅の老朽化に伴い、かなり耐震もありませんので、これを取り壊すものですが、今まで私もこの市営住宅にかかわる政策について、いろいろと当局に質問した経過もございます。その中で、長期にわたって下田市は、住宅政策はまずどのように考えているか、長期にわたって住宅政策をどのように政策として考えているか、その辺をまず第1点、お聞きしたいと思います。

第2点目は、この残された住宅の耐震が全然ありません。恐らく低所得者または高齢者、そういった方がここに入っているわけですが、これも抜本的にこのまま放置することはできませんが、ただ取り壊して済むものかなと、そういうことがございます。以前、当局に質問したとき、空いているアパートを下田市で借り上げて、そういったところに移す方法もあるんだと、こういうような回答も当局からあったわけですが、それも、私も一つの案だと思いますが、今、この老朽化して今にも崩れそうな住宅に住まわせていることが果たしていいのかということになりますと、非常に私は、これは緊急を要する事態になっているんじゃないかなと、残った住宅について、これを抜本的に変えていく必要があるんじゃないかなと思いますが、その点いかがでしょうか。

議長（増田 清君） 番外。

建設課長（井出秀成君） ご質問の件なんですけれども、当然下田市では、必要な住宅はこれから確保していく必要が当然あるものであります。ただ、以前から議論されていると思うんですけれども、正直な話、下田市に住宅施策に関する基本的な計画と申しますか、前々から住宅マスタープランという言葉の中で言ってきたかと思いますが、そういったものが作成されていない状況にあると。本来であれば、その住宅施策の基本的な住宅マスタープランが作成されて、それに沿って住宅施策が進められていくのが望ましいとは私も思います。

ただ、住宅マスタープランをつくるに当たっては、都市計画マスタープランと同じように1センチくらいの厚い、いろんなことの現状分析から一般の住宅から含めて、すべての施策

を盛り込んでいく必要があるかと思うんですけれども、人的、予算的な関係の中で、下田市も集中改革プラン、行政改革をします、全体で進めていると、そういう状況がある中で、そのようなものまでは、なかなかつくり切れないだろうと私なりに判断しています。かといって、そのまま放置しておけるような状況ではないことも認識しています。

そこで、そこまでの立派な計画でなくても、それにかわり得る何らかのもので対応できないだろうかということで、今静岡県の方にちょっと相談をかけ始めました。あわせて、市の施策を決めていくシステムの中で、経営戦略会議というものがございますので、そちらの方にも少しずつ提案をし始めております。まだ、ここで発表できるものでは到底ございませんので、それにかわり得る何らかのものを私としてはつくっていききたいなと。また、今まで長年置いてこられたものが、すぐその場でさっとできるようなものでもなかなかないと、難しい問題がたくさんあるというふうに認識していますので、できれば年内あるいは年度内にはそういったものを、それにかわり得る何らかのものは、ちょっと方向性を出しながらつくっていききたいと。その中で、種々の問題点を解決していききたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（増田 清君） 9番。

9番（増田榮策君） あらかたのことは、今の課長の答弁でわかったわけですが、今丸山市営住宅を例にとりますと、約1,000万からの地代がかかっているわけです。それに対して収入が100数万円しかないような現状において、あそこの政策は早急にどうするかということをも前提に掲げないと、下田市の財政が苦しい苦しいと言っても、そこを根本的に解決しなければ全くお金は出ていくばかりで、老朽化住宅の耐震化もできない。今、課長が言ったように、政策のマスタープランもまだ正式にはできていない。こういうようなことで、非常に住宅政策が遅れているということだと思います。

隣町の河津町あたりは、少子高齢化に絡んで、今住宅をどんどん新しいのをつくって、定住人口を増やしているんです。私は前回、3年か4年ぐらいかなり前に、県の高馬の職員住宅、あれがほとんど全部空いていると。ああいうものを何とか借り上げて、そこへ移してやったらどうかということをやったら、あれはたしか職員住宅のものは県と全く団体が違うんだと、借り上げられないだろうというようなことをちょっと当局が言っていたように私は記憶をしているんですが、しかしながら、所有者もああいうふうに放置しているものだったら、私は交渉できるんじゃないかなと。住宅政策に市が本当にやる気があれば少し、使えないものだったら借りて、県の職員も下田に定住している人がどんどん今減っているわけですから。

ああいうものをやれば、政策の一環としてできるんじゃないかなと思いますけれども、その点いかがでしょうか、そういう考えはないでしょうか。

議長（増田 清君） 番外。

建設課長（井出秀成君） ご提案の件も含めまして、あらゆる方向から今後の住宅施策がどういったものがとれるかをご検討させていただきたいと思います。よろしくお願いいた します。

議長（増田 清君） ほかに質疑ありませんか。

1 番。

1 番（沢登英信君） 市営住宅のうつぎ原と丸山住宅、2 戸及び 5 戸を廃止をして、9 戸及び 69 戸にしたいということですが、かつて当局は政策空き家という考え方で進めてきたかと思います。この政策空き家という見解と今日のこの削減をしていこうという、今提案されている条例との考え方はどのような形になっているのか、違いがあるのかなのか、何のためにこの削減をするのかということが 1 点であります。

やはり条例をきっちり改正していくということにつきま しては、市民への住宅サービスを削減をするということがその背景にあるわけですので、住宅を求める市民の状態が当然どうなっているのか、こういうことの検討なしに提案するというのはいかがかと思うわけであり ます。そういう点でどう考えているのかということであります。

それから、9 戸にして削減する一方、9 戸や 69 戸については、雨漏りやそういうものがないように、当然人が住むに値するような施策をその反論としてしていくんだと、こういうことであれば、評価は一定理解ができようかと思えますけれども、規定されている 9 戸、 69 戸についての現状はどうなっているのかと。その改善についての見解はどのような見解を持た れているのかと。十分、人が住むような立派な住宅であるのでいいんだと、こういうことな のかどうなのかという点です。

そして、やはりこういう条例上の改廃を求める議案を出すからには、やはり住宅プランと いきますか、市営住宅の市民からの要望がこうなっていて、市としてはこういう方向でこれ を改善し、あるいはサービスでこたえていこうと、こういう組み立てがなければ、つけ焼き 刃の条例改正ということに批判を免れないと思うわけです。そういう点でどのように 考えて、この議案を提案されているのか、3 点についてお尋ねいたします。

議長（増田 清君） 番外。

建設課長（井出秀成君） 3 点ほどご質問があったのですけれども、大きくは組み立ての問

題がすべてのところに影響してくるのかなというふうな理解もするんですけども、確かに先ほど増田議員さんの質問の中でもちょっとお答えした部分があるんですけども、本来であれば、下田市のそういった具体的な施策が明記されておられれば、いろんな部分がわかりやすく動き、あるいは説明ができたのかもしれませんが、正直なところ、そういったものが明確にないということで、ないながらもこの状態が放っておけないということで、何らかの動きを少ししたいということで、それでは、政策空き家とは言っていますけれども、実際にじゃこれをすべて、質問の中にもありましたように丸山住宅を同じように再整備して住宅を供給していくのかという考え方がなかなか持てなかったから、政策空き家という形で今までも置いてこられたのかなという気がしております。

そういったことで、基本的には、前後して確かに申しわけない部分は感じますが、これからのマスタープランにかわる施策の中で、具体的な提案をさせていただきたいと、そういうふう考えております。

以上でございます。

議長（増田 清君） 1番。

1番（沢登英信君） ちょっと答弁の内容が理解できなくて恐縮なんですけれども、政策空き家というのは何にもしないことの方だと、そういうことで1点目はいいのかと。かつての答弁は政策空き家と言いながら、その内容は打つ手がないので放置をしますよと、こういうことかと。そして、その政策空き家と、今日2戸と5戸をそれぞれ削減したいというこの条例とは、何ら違いがないのか、と。あるのかと。違いがあるとすれば、どういう政策をここで展開をしようとしているのかと。こういうご質問をしたかと思うんですが、答弁をいただかなかったような気がするわけであります。

方向としては、政策空き家ということでは余りにも忍びないので、一定の動きをしていこうということでこの条例を出したと、こういう答弁をいただいたかと思うんですが、具体的内容においてどういう違いがあるのかと、具体的には残された9戸と69戸も、大変雨漏りをするであるとか、整備をしていかなければならない状態にあらうかと思っておりますけれども、そういうものはきっちり予算化をしていこうという姿勢のもとに、戸数は減るけれども、残された戸数については、修繕等をきっちりやっていきますよと、こういうことなのかどうかということなのであります。

それから、やはりマスタープランができなければ解決しないということであって、この課題がどんどん先延ばしになるということにならざるを得ないと思うわけです。多くの議員

が、下田の活性化のためにも、民間あるいは県の住宅を借りて、人が住むにふさわしい市営住宅の仕組みをつくってはどうかと具体的に提案しているわけですから、マスタープランができるまでと言わず、どういう住宅事情、要望が市民の中にあるのか調べて、それにこたえていくという姿勢が必要かと思うわけです。ぜひそういう立場に立っていただきたいと要望するわけですが、担当課長としてその努力の方向はどうかという点について、さらにお尋ねをしたいと思います。

議長（増田 清君） 番外。

建設課長（井出秀成君） 1点目の政策空き家につきましては、今回廃止した残りにつきましても、やはり政策空き家として考えていくのかなというふうに考えております。

2点目の住宅マスタープランなんですけれども、住宅マスタープランはできないまでにしても、それにかわり得るものは、下田市の住宅の施策の方針として関係者と協議しながら作成していきたいと思っています。

以上でございます。

議長（増田 清君） 1番。

1番（沢登英信君） 最後の1点だけ答弁がないから、それでお尋ねします。

この改正条例を出す意義、理由は何かと。政策空き家と何ら変わらないというのであれば、この条例を出す意義が全くないと。引っ込めていただいたらどうかという思いもしますけれども、いかがなものでしょう。

議長（増田 清君） 番外。

建設課長（井出秀成君） その政策空き家をしている部分が、正直な話、住める状態に少し遠いのかなという部分、あるいはその住宅施策を進めていく中で、財政上のこともありまして、そこを廃止することによって、借りている土地を返すことができる一つの施策とそれがどう絡み合うのかということ、ちょっと説明がしづらい部分もありますが、そういった部分でございます。

以上でございます。

議長（増田 清君） ほかに質疑ありませんか。

2番。

2番（藤井六一君） 1点だけお伺いしたいと思います。

当初予算の中に住宅解体工事費ということで 300万円計上されておりますけれども、この予算をつくる段階でこの7戸の解体が検討されていたのか。というのは、この 300万という



のは、この7戸を解体する予算なのかということ。もしそうだとすると、300万円で7戸の解体ができるのかどうなのか、その点だけ伺いたいと思います。

議長（増田 清君） 番外。

建設課長（井出秀成君） ご質問のとおり、当初予算の中で議論がされておりました、本来であればこの条例も、当初予算のときに一緒にあわせて提案されてあるべきものと思います。今、非常に反省はしておるわけですが、一応7戸で、300万で解体は十分可能というふうに考えております。

以上でございます。

議長（増田 清君） 2番。

2番（藤井六一君） もう一度確認いたしますけれども、7戸解体するのに300万で十分じゃないかなということですよ。建物の大きさにもよるでしょう、現場、立地条件にもよるでしょうけれども、1戸を解体するのに普通70万から100万ぐらいかかっているんじゃないでしょうか、民間で。ちょっと計算が甘いような気もするんですけども、その点何かありましたらお答え願いたい。なければ結構です、これで終わります。

議長（増田 清君） ほかに質疑はありませんか。

3番。

3番（伊藤英雄君） 今、まちのアパート等は大変空いているわけです。一方で、この丸山住宅にしても、うつぎ原にしても、老朽化が激しくて危険なのではないかという議論が、これまで議会でもなされてきたところであります。

今、大沢、それから河内等市営住宅もあるんですが、民間のアパートが空いている中で、市が今厳しい中で、必ずしもその公営住宅の整備を図ることが優先されるべきなのかどうかというところについてのお考えを1点聞きたい。

それから、今まで議会では、丸山住宅についても、空いている家屋の老朽化が激しくて、そのままでは危険なんではないかと。また、地代等の費用負担もばかにならないので、この際、家屋を解体し、返せる部分は返した方がいいんじゃないかと、こういう議論がこれまでの議会でもなされたと思うんですが、そういった観点と今回の条例改正について、どのようなお考えなのか、お尋ねします。

議長（増田 清君） 番外。

建設課長（井出秀成君） 1点目の民間の住宅が空いている中で、市営住宅を再建なり、いろんなことをしていくことが必要なのかという質問につきましては、現在、申しわけないの

ですけれども、これからの住宅マスタープランにかわるものの中でいろいろ議論を、検討をしていきたいと考えております。

2点目のご質問につきましては、今まで議会の中で議論されてきたことのとおり、それを実行するために今回条例の提案をさせていただいたということでございます。

以上でございます。

議長（増田 清君） ほかに質疑ありませんか。

1番。

11番（土屋誠司君） 先ほどのことを聞いていますと、この解体の予算は当初にあり、今回条例が後から来ていますよね、これでいいのかということです。というのは、普通、同時提案だったらわかるのですけれども、こういうことでいいんでしょうかということ。

それと、先ほど7戸を解体するとありましたけれども、その7戸の借地を返すということですが、借地料というのはどのくらいなんですか。

議長（増田 清君） 番外。

建設課長（井出秀成君） 1点目の同時提案につきましては、議員のご指摘のとおりでございます。僕とすると、ここでまことに申しわけないと、反省と同時に、今回の議案の提案のご理解をぜひお願いをしたいなというふうに申し上げるしか、ちょっと申し上げようがないのかなと思います。

2点目の借地料でございますけれども、概略で月に2カ所で5万弱の借地料になります。

以上でございます。

議長（増田 清君） 1番。

11番（土屋誠司君） 条例の出し方を間違ったというのは、これは担当課でなくて、やっぱり当局が、こういうことはまずかったということの反省が出ていいんじゃないかなと思います。どうでしょうか。

議長（増田 清君） 答弁が必要ですか、今の答弁は。

11番（土屋誠司君） 反省だけで済むのかなと。

議長（増田 清君） 当局、答弁をお願いします。

番外。

副市長（渡辺 優君） 状況につきましては、今建設課長が報告をさせていただいたとおりでございます。本来議員言われるように3月の予算計上とともに同時提案、原則だということは、承知をしておりました。その時には、申しわけありません。気がつかなかったので

すが、その後、色々現課から政策会議等々へそういう状況報告がありまして、工事は一切まだ行わないという条件の中で、おしかりを受けるのを覚悟で、今回上程をさせていただいたものでございます。今後十分気をつけます。すみませんでした。

議長（増田 清君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第 46号議案は、産業厚生常任委員会に付託をいたします。

ここで10分間休憩いたします。

午前 1 1 時 2 分休憩

午前 1 1 時 1 2 分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

議第 4 7 号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（増田 清君） 次は、日程により、議第 47号 下田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

市民課長（山崎智幸君） それでは、議第 47号 下田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案件名簿の 7 ページ及び説明資料の 3 ページをお開きください。

提案理由といたしましては、本条例は消防組織法第 24条第 1 項の規定による非常勤消防団員に係る損害補償及び消防法第 36条の 3 の規定による消防作業に従事した者又は救急業務に協力した者に係る損害補償並びに水防法第 6 条の 2 第 1 項の規定による非常勤の水防団長又は水防団員に係る損害補償及び同法第 45条の規定による水防に従事したものに係る損害補償並びに災害対策基本法第 84条第 1 項の規定による応急措置の業務に従事したものに係る損害補償を的確に行うことを目的としております。当該市町村は、政令で定める基準に従い、条例の定めるところにより損害を補償しなければならないと定められていることから、条例が制定されているものであります。

今回の改正は、非常勤消防団員等に係る損害補償 の基準を定める政令の一部を改正する政

令が、平成 19年 3月 30日に公布され、同年 4月 1日に施行されたことに伴い改正するもので、補償基礎額の改正が行われたものであります。

改正の内容につきましては、説明資料の 3 ページ、4 ページをお開きください。左側が改正前、右側が改正後で、下線部分を改正したいというものであります。

今回、改正いたしますのは、下田市消防団員等公務災害補償条例第 5 条補償基礎額の改正であります。第 5 条第 3 項中「のうち 2 人まで」を削り、「それぞれ 200円」を「1 人につき 200円」に改め、「、その他の扶養親族については 1 人につき 167円」を削るものであります。

次に、議案の 8 ページをお開きください。

条例改正の附則であります。

第 1 項、この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の下田市消防団員等公務災害補償条例の規定は、平成 19年 4月 1日から施行する。

第 2 項、新条例第 5 条第 3 項の規定は、平成 19年 4月 1日以後に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金を除く。以下この項において同じ。）並びに平成 19年 4月分以後の月分の傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同年 3月分以前の月分の傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金分については、なお従前の例によるというものであります。

以上で、議第 47号 下田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（増田 清君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第 47号議案は、総務文教常任委員会に付託をいたします。

議第 48号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（増田 清君） 次は、日程により、議第 48号 下田市子育て支援基金条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

学校教育課長（金崎洋一君） それでは、議第 48号 下田市子育て支援基金条例の制定についてを説明させていただきます。

説明に先立ちまして、経過を若干申し述べさせていただきたいと思います。

本基金の財源となります 1,952万 8,000円ほどの財源は、蓮台寺パークの売却及び補償費から市債の償還等必要経費を除いた分の 1,952万 8,192円、この金額を広く体力向上を踏まえ、広く子育てのための目的基金として設置をさせていただく、こういうものでございます。

それでは、議案件名簿の 9 ページをお開きいただきたいと思います。

議第 48号 下田市子育て支援基金条例の制定について。

下田市子育て支援基金条例を別紙のとおり 制定するものとする。

提案理由でございますけれども、子育て支援に関する事業の経費に充てるためでございます。

恐れ入りますが、次のページ、 10ページをお開きいただきたいと思います。

下田市子育て支援基金条例第 1 条に、基金の設置について規定しております。子育て支援に関する事業の振興を図り、もって子どもの心身の健全な育成及びそのために必要な環境の整備を推進するため、下田市子育て支援基金（以下「基金」という。）を設置する。

第 2 条におきましては、基金に積み立てる収入について規定をしております。第 2 条、基金として積み立てる額は、予算の定めるところによるものがございます。

第 3 条といたしまして、基金の管理方法を規定しております。第 3 条、基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

第 4 条でございます。基金から生ずる収益を基金に積み立てる旨の規定をしております。第 4 条、基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

第 5 条であります。繰りかえ運用ができる旨の規定をしております。第 5 条、市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができると規定をしております。

第 6 条、基金を処分できる事業の規定をしているものがございます。市長は、第 1 条に掲げる目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができるものがございます。

第 7 条としまして、条例施行に関し必要事項についての委任規定でございます。この条例

に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行するとするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきたいと思ひます。

議長（増田 清君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

9番。

9番（増田榮策君） 若干お聞きいたします。

これは、蓮台寺パークのもとになったお金でございますが、下田市子育て支援基金条例と、こういう条例が新しくできるわけでございますが、この条例の中身といいますか、子育てといても幅が広いわけですから、具体的にはどういうものにお使いになるのか、まず第1点、お聞きいたします。

第2点目は、基金の運用に関するものでございますが、この一般会計の歳入歳出に計上してこの基金に編入するものとする第4条でなっておりまして、第5条では、基金に属する現金を歳計現金に繰りかえて運用することができると、こういうようになっています。いささか、ちょっと奇異に私は感じたんですが、今までこの議会でかなり基金に対する運用について議論があったわけでございますが、この基金を一般会計に入れまると、これを繰りかえて運用した場合、短期の繰り戻しがすべて今繰り延べに長期になっているわけでございますが、これはなぜこのようになったのか、その辺のところをお聞きします。

議長（増田 清君） 番外。

学校教育課長（金崎洋一君） 具体的なプランが、今手元にあるのかというお尋ねでございますけれども、今ボランティアの皆さんの活動等、非常に高まってきております。行政の方でも、このボランティアの皆さんとともに子供の育成について、より幅広く、よりレベルの高いものを、今後実施をしていかなければならないだろうというふうに思ひます。こうしたものに充当させていただくことができればと考えております。当然、経常経費等のものに充当することを優先するわけではなくて、新たな大きな負担を生ずる場合にのみというような方向で、考えていきたいと思ひます。この基金の運用委員会等、検討する機会を設けさせていただきまして、その辺について遺漏のないように十分取り組んでいきたいと、このように考えております。

また、運用益について規定を、一般的な基金運用の条例を見習って政策を策定させていただいたものでございまして、基金から生じる運用益でございます利息が予定されるかと思ひ

ますけれども、これについては一般会計に計上して基金に繰り入れなければいけないと、このように規定をしているものでございます。

また、第5条の繰りかえの運用については、特に厳しい今の財政状況の中、行わなければいけないというような状況が発生することが予想されております。そういう中で、そういう場合には、期間・期日等を明確に定めた中で、一時的な繰りかえ運用を行っていくと、こういう規定をさせていただいたものでございます。

以上です。

議長（増田 清君） 9番。

9番（増田榮策君） この基金の目的といいますか、このことに対してこれは子育て支援基金条例ということになっていると、今課長の説明でボランティアのレベルの高いものに充当するというのでは、ちょっと目的が違うんじゃないかなと、私は素朴に思うんです。本来ならば、子育てとは何かという原理・原則を踏まえて、この基金の条例の目的をつくらなければ本当はいけないんじゃないかなと、こういうふうに思いますけれども、ボランティアとのレベルの高いものという、子育てに対するボランティアになるんですか、その辺のところをもうちょっと詳しくお願いします。

議長（増田 清君） 番外。

学校教育課長（金崎洋一君） 言葉足らずで申しわけございません。

今、平成17年3月の「はばたけ下田っ子」という冊子が、地域福祉計画の第2巻として出ております。また、私ども福祉事務所の方で発行していただいたものでございますけれども、この基本目標の中に地域における子育ての支援ということが明確にございます。この中の基本の施策としましては、保育サービスの充実、地域における子育て支援サービスの充実、子育て支援のネットワークづくり、児童の健全育成と、こういう大きな項目を明記してございます。もちろんこれを外すわけにはまいりません。ただ、現状、そういう事業の内容を多く、行政とともにやっていただく部分がなければ、なかなか今、回っていかないのではなかろうかと、このような感じを持っておりますので、先ほどちょっとそんなボランティアという声が出ましたけれども、内容的には今言ったような内容を踏まえた上でのボランティアとの協働と、こういうことになるうかと思えます。

以上です。

議長（増田 清君） 9番。

9番（増田榮策君） 子育てというのは、私も大変重要なことだと思います。お子さんを持

っている親が働く等は、大変子育てを支援していくことに対しては、社会的にもかなりほかの自治体も力を入れてやっていることだと思いますが、もう一つ、これは地域における子育てネットワークづくりといいますが、今地域に子供が非常に少ないんですよ、ネットづくりといっても。うちの前を小学生が通りますけれども、昔は集団で、50メートルぐらいの長さで通ったのですけれども、わずか今五、六メートルですよ、本当に1グループが旗立てて通っているだけで、子供がいないんですよ。本当に地域づくりというのは、そんな小グループで、これから地域づくりの子育てのネットワークづくりを地域と一体になって本当にできるのかなど。保育園だって、幼稚園だって統廃合が進んで、そういったものの地域が希薄になっているんですよ、地域の子供がいないんですよ、ほとんど。

お祭りやっても、子役というのがそのやり手がいなくて、探し回るのに大変なくらい子供がいないんで、この地域の地域づくりといっても、実際に地域づくりは、僕はできないんじゃないかなど。1カ所の拠点を含めて、そこにある程度の地域の子供たちを集めてやるのか、それとも地域ごとに、例えば稲梓、稲生沢、浜崎、吉佐美というようにやるか、その辺のところはどうなんでしょうか。

議長（増田 清君） 番外。

学校教育課長（金崎洋一君） 今、小さい子供たちの数が目にするだけでも非常に少ないと、議員のおっしゃるとおりでございます。今、私ども教育委員会の方では、子供プランの作成を同時に担当をさせていただいております。この中に、地域ごとにどういうふうな対応が可能か、あるいは地域をどれだけの規模に集約した中で対応していくのが正しいのか、あるいはベターなのかという選択を順次していくつもりでおります。皆様のご意見、十分それは反映させていただいた中で、より現実に合った施策を実施してまいりたいと、このように考えております。

以上です。

議長（増田 清君） 1番。

11番（土屋誠司君） 基金ですけれども、基金は目的を持ってつくっているわけですよ。特に、今度の基金条例は、3月議会においては一般会計にそのまま入っていたものを、委員会の指摘により、これを今回つくるという約束のもとでつくられたものだと思います。

よって、この目的は、本当に子供プールの財源保障としてもらったものであるから、いわゆる子供の健全育成というか、そういうものに使えということだと思いますよね。その上で基金の繰りかえ運用です。大体、どの基金条例も、これとそっくり同じものがのっ



す。ですけれども、今回の場合は、これは外すべきじゃないかと思うんですけれども、ほかのものに使わないというか、その辺はどうでしょうか。

議長（増田 清君） 番外。

学校教育課長（金崎洋一君） 先ほど、説明の中でも若干触れさせていただきました。その経常的なものに充当するようなことというのは、極力もう避けなければ、それはご指摘のとおりだと思います。そのために、運用委員会ということは今想定しておりまして、そちらの中で間違いのない選択をし、一番効果がある充当実施をしていきたい、このように考えております。

以上です。

議長（増田 清君） 1番。

11番（土屋誠司君） 委員会の規定とか、その中身はそれに使うんならまだいいんですよ。ただ、繰りかえ運用で必要な期間、利率というか、ここはたびたび議会で指摘してきているとおり、基金を繰りかえ運用した場合は、原則1年以内に返すなんていうのですか、そういう使い方がベストですけれども、下田の場合は10年にしたり20年にしたり、そういう使い方をするから、もうこれは子供たちのためですから、ここは外したらどうかということです。

議長（増田 清君） 番外。

企画財政課長（土屋徳幸君） 基金の繰りかえ運用につきましてのご質問でございます。

確かに議員のご指摘のとおり、ほかの目的につきまして、同じように繰りかえ運用の規定がございまして、確かにそういった意味では長期にわたって繰りかえ運用をさせていただいて、本来おかしいではないかという論議も確かにございました。原則、そうはいいつつも、先ほど議員がご指摘のとおり、原則的には1年以内の短期の繰りかえ運用ということの原則論としては、我々は承知しておるところでございます。

ただ、基金の繰りかえ運用のメリットといいますか、そういった意味でいえば、手持ちのいわゆる一般財源が対応をなかなかできない、なかなか原資の不足等によりまして、財源充当がかなり苦しいという状況なときにやむを得ず、いわゆる財源の有効活用という意味合いを持って、基金の繰りかえ運用というものをさせていただいているということも一方ではございます。現実論といたしまして、一般財源は、常にすべての予算の要求に対して対応できるという状況が確保できない状態であるということは、やはり議員の皆様方も、当市の置かれている財政状況というのは十分ご承知であると思います。そういった中で、目的基金といえども、いわゆる手持ちにある現金を有効的に活用するという意味合いにとっては、やは

り繰りかえ運用という手法も、やむを得ない手法ではないかというふうに我々は考えております。

原則論としての短期の繰りかえ運用については、今後も十分気をつけていきたいと、このように思っておりますので、この辺の規定についてはお認めいただきたいと、このように思っております。必ずやるとは言ってはいませんけれども、そういう意味合いもあるということです。

議長（増田 清君） 1番。

11番（土屋誠司君） 繰りかえ運用の意味はわかりますけれども、今までいろんなものを使ってきたわけです。それで計画どおり返していないというか、そういうことがあるから、これは特別に子供のためにということで議会の指摘の上でせっかくなつくった条例でしょう。その辺は、ほかとは違うものをぜひ考えてもらう、あるいは原則1年以内を特別に配慮してやるということとはできないのですか。

議長（増田 清君） 答弁をお願いします。

番外。

企画財政課長（土屋徳幸君） 確かにそういった意味では、今のご質問ですと、このまま放置しては当局は何をやるかわからんからはっきりしろなんていうような感じにも受け取れますけれども、簡単な話が、この子育て支援基金につきましては、基金をつかって、当然この基金の発端は先ほどお話があったとおり、昨年の蓮台寺パークの売却の原資を一部基金に積み立てるということでございます。そういった意味では、先ほどお話がありましたように原資としてはわずか2,000数百万程度しかないわけです。これに対して、今後篤志家等から寄附金等で指定寄附等があれば別ですけれども、今の状態ですと原資そのものも、簡単に市が一つの事業をやれば、もうすぐになくなってしまおうような原資の状態です。そういった意味を含めると、わざわざ繰りかえ運用を持っていくところもあるかもしれませんが、そうは言いつつも、申しわけないですけれども、全体的な財政運営の中で大局的に考えてご理解をいただきたいというふうには思います。

議長（増田 清君） ほかに質疑ありませんか。

1番。

1番（沢登英信君） 土屋誠司議員の質問で、この下田市子育て支援基金条例が作成される経過は明らかになったかと思うわけです。ご案内のように、稲生沢地区の蓮台寺パークの地域の振興と、実態は子供たちの子供プールとして使われていたということで、ご案内のよう

に同じ稲生沢地区に子供向けのプールができないかということの経過の中で、そういう方向のものは難しいと当局の見解があって、今日、子育て支援の基金として 1,900何万円かを使っていきたいと、こういうことであります。

そうしてみますと、子育て支援というのは、そういう意味では現在、第3保育所で実施をしていますね、支援事業を。これが、昨年週に二、三回ほどやっていたようですが、今回2度になるというような縮小の計画もあるようであります。そして、一般質問の中でも、第3保育所だけではなくて、地域にやはり子育て支援の要求があるんだから、最低もう一つぐらいの保育所ないしは幼稚園、それにかわるようなところできっちり子育て支援事業を展開したらどうかと。それからまた、学童保育と言われる放課後の子供たちの施設についても、下田小学校だけでしかやっていない、下田だけあればいいという状態ではなくて、小さな子供たちであるので、暮す地域に広げていくべきだと。検討しますという前福祉事務所長からの返事をいただいているわけですが、こういう現在下田市にある課題、そして昨日の一般質問の中でも福祉会館をボランティアの人たちに、あるいはプールのトレーニング室を開放していただけないかと、こういう質問が出るような事態になるわけで、繰り返え運用している暇なんかない、何をやるのかということ掲げて、子供たちにサービスをするということから考えていかなければならないと思うわけです。

基金条例はつくったけれども、議会の指摘にただ形式的に合うために、この基金条例をつくったというように見誤られるような提案じゃないかと思うわけです。子育てとしてやるべきことといえば、とても 1,900万ぐらいでは足りるような状態でない、しかも市民が早急に求めていることが課題として次々に上がってきていると思うわけです。それらをやはりきっちり整理して、この基金条例を運用していただきたいと思います。

そして、子育てというところでいきますと、一般的にはゼロ歳から小学校に入学以前の5歳ですか、6歳になるまでという幼児という規定になるかと思いますが、蓮台寺パーク等のプールとして利用された経過は、どちらかといえば、小学6年生ぐらいまでを中心にプールを活用していたと思います。ここで言うところの世代、子育てということと言われる世代や対象者はどのように、一定、下田っ子ということ規定してあるということですが、対象としているのかと。全部の世代を対象にするまでの金額的な余裕はなからうと。どこが今、一番子育てで中心的に重視しなければならないというぐあいに考えているのか、この条例の背景にある当局の見解を明らかにしていただきたい。

それから、そう意味ではこの繰り返え運用は、この条例が財政運営のための条例であると

というような誤解を与える項目は削除すべきだと。とても繰りかえ運用しているような時間的余裕はないはずだと、市民要求がいっぱいあると思いますけれども、いかがなものでしょうか。

議長（増田 清君） 番外。

学校教育課長（金崎洋一君） 今、沢登議員の方からご指摘のありました子育て支援センターも、もちろん私どもの方でこの4月から担当させていただいております。そういう内容を一つずつ見ていきますと、不足する部分というのは既にお話をいろいろ聞いております。そういう不足する部分の補てんにすることも、もちろん今回の基金の活用の一方法だろうと思いますし、また改めて事業として展開を目指すものが出てくれば、そういうものももちろん検討させていただき、最も適切な充当をしていきたい。今、沢登さん言われたように、稲生沢地区のプールの子供たちの使った分の代用になる分について、十分検討をとということであった経過はもちろん承知をしていますので、そういう中で一番いい対応をできればということと考えております。

それから、先ほどボランティアさんのベースとなるような施設、福祉の方の協議会1施設、それからトレーニングルーム等があるというようなお話もさきの本会議で出ました。私の方でも、もちろんそれを承知しておりますし、そうしたことは一つずつ実現できるような方向で対応ができたらいいいのかなと、このように考えております。

以上です。

議長（増田 清君） 番外。

企画財政課長（土屋徳幸君） 繰りかえ運用の関係につきまして、ご質問の内容は、ほぼ 11 番議員のご質問と内容的には同じことだと思います。答弁的にも同じような繰り返しになるだろうと思いますが、当然議員さん方は十分ご承知だと思いますけれども、繰りかえ運用というものは、あくまでもその財源をすべて食いつぶすという意味合いのものではなくて、一時的に他の財源の活用をさせていただいて、それ相当に利息をつけてお返しするという規定になっているわけでございます。そういう意味でいえば、大局的な財政運営の中で、優先順位というものもあるでしょうけれども、その必要性もまた子育てというような喫緊の状態であって、すぐに使う必要もあるだろうというご指摘もありますが、全体的な財政運営の中で一時的にお貸しいただくと、繰りかえ運用させていただくという事態もあるだろうという想定のもとに、このような規定を一応は設けさせていただいたというところでございます。

議長（増田 清君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第 48号議案は、総務文教常任委員会に付託いたします。

議第 4 9 号～議第 5 3 号までの上程・説明・質疑・委員会付託

議長（増田 清君） 次は、日程により、議第 49号 平成 19年度下田市一般会計補正予算（第 1 号）、議第 50号 平成 19年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）、議第 51号 平成 19年度下田市老人保健特別会計補正予算（第 1 号）、議第 52号 平成 19年度下田市下水道事業 特別会計補正予算（第 1 号）、議第 53号 平成 19年度下田市水道事業会計補正予算（第 1 号）、以上 5 件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

企画財政課長（土屋徳幸君） それでは、議第 49号から議第 52号までの各補正予算につきまして、一括してご説明いたしますので、お手元に浅黄色の補正予算書と補正予算の概要をご用意いただきたいと思います。

まず、議第 49号 平成 19年度下田市一般会計補正予算（第 1 号）についてご説明いたします。

このたびの補正の主なものは、国保会計の補正に伴う繰 出金の減額、庁舎内トイレ改修工事、子育て支援基金の創設、下田東中学校下水道整備事業等でございます。

それでは、補正予算書の 1 ページをお開きください。

第 1 条の歳入歳出予算の補正ですが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,361万 7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 85億 3,061万 7,000円とするものでございます。第 2 項の歳入歳出予算の補正の款項の主な内容につきましては、補正予算の概要によりまして、後ほどご説明させていただきます。

第 2 条の債務負担行為の補正でございますが、4 ページをお開きください。

第 2 表の債務負担行為補正は追加で、農業経営基盤強化資金借り受けに対する利子助成補助金の申請が 1 件あり、今年度から返済期間満了の平成 27年度までの期間で、限度額は融資残高に対する利子 0.27%に相当する額とするものでございます。

恐れ入りますが、また 1 ページに戻っていただいて、第 3 条地方債の補正は、再び 5 ページの方へお願いしますが、第 3 表地方債補正の追加は、1 つ目は下田東中学校下水道整備事

業の財源として借り入れるもので、限度額 550万円で、起債の方法、利率、償還の方法等は記載のとおりでございます。

2つ目は、平成 18年災公共水産施設災害復旧事業で、平成 18年度 3月 30日の専決予算でご報告したとおり、同国庫補助事業 1,383万 4,000円のうち、135万 8,000円分の補助金が施越となったことにより、これに対応する起債も平成 19年度に施越となり、このたび限度額 40万円を追加するもので、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりであります。

それでは、歳入歳出予算の款項の主な内容につきましてご説明いたしますので、浅黄色の補正予算の概要の 2 ページをお開きください。

初めに、歳入でございますが、企画財政課といたしましては、19款 2 項 1 目財政調整基金繰入金は 1,952万 9,000円の追加で、議第 48号でご説明した子育て支援基金を創設することに伴い、現在財政調整基金において管理している同基金の原資を財政調整基金から繰り入れ、同基金に積み立てるというものでございます。

2款 5 項 6 目雑入は 400万円の追加で、財団法人自治総合センターより宝くじ収益金を財源としたコミュニティ助成金を受け入れ、本年は加増野区の祭典用太鼓及び住吉区の祭典用太鼓台の整備を行うものであります。

2款 1 項 4 目中学校債は 550万円の追加で、地方債の補正で申し上げたとおり、下田東中学校の下水道整備事業の財源として借り入れるものであります。

同 7 目過年度発生補助災害復旧事業債は 40万円の追加で、これも先ほど起債の変更で申し上げたとおり、平成 18年の水産施設災害復旧事業が施越事業となったため、今年度において財源措置をするというものであります。

続いて、福祉事務所関係では、16款 3 項 2 目県費・生活保護費委託金は 10万円の追加で、国民生活基礎調査の事務費として県より受け入れるものであります。

2款 5 項 3 目民生費過年度収入は 14万 6,000円の追加で、平成 18年度分の行旅死亡人取扱県負担金を受け入れるものでございます。

2款 5 項 6 目雑入は、長寿社会づくりソフト事業費交付金は 198万 7,000円の追加で、多世代交流地域ふれあい推進事業の補助金として財団法人地域社会振興財団より受け入れるものであります。

続いて、健康増進課関係では、15款 1 項 1 目国庫・保険基盤安定負担金 200万円の減額、及び 16款 1 項 1 目県費・保険基盤安定負担金の 1,300万円の減額は、国民健康保険税の減税額の減額見込みに伴う減額であります。

19款 1 項 2 目国民健康保険事業特別会計繰入金は 86万 7,000円の追加で、平成 18年度出産育児一時金の精算分として、同項 3 目老人保健特別会計繰入金は 1,871万 2,000円の追加で、平成 18年度医療費精算分として受け入れるものであります。

続いて、産業振興課関係では、15款 1 項 3 目国庫・水産施設災害復旧費負担金は 90万 5,000円の追加で、地方債の補正でも触れさせていただいた平成 18年災水産施設災害復旧事業の一部が施越となったことによる計上であります。

16款 2 項 4 目県費・農業費補助金は 6,000円の追加で、債務負担行為の補正で触れさせていただいた農業経営基盤強化資金の借り入れに対する利子の助成県補助分として、利子の 2 分の 1 相当分を受け入れるものであります。

17款 2 項 2 目その他物品売払代は 12万円の追加で、あずさ山の家井戸水を 240トン売り払うというものであります。

続いて、観光交流課関係では、2 款 5 項 6 目雑入は 60万円の追加で、昨年からの 2 力年事業のおもてなし品質向上モデル事業の財源として、静岡県観光協会より交付されるものであります。

続いて、学校教育課 関係では、15款 2 項 5 目国庫・安全・安心な学校づくり交付金は 370万 2,000円の追加で、中学校大規模改造事業の国庫補助金で東中学校下水道整備事業の財源として受け入れるものであります。

16款 3 項 6 目県費・教育費委託金は 204万 3,000円の追加で、県の委託事業である問題を抱える子ども等の自立支援事業をこの委託金を受けて、現行の児童・生徒適応指導事業に組み入れて実施するというものであります。

次に、歳出でございますが、4 ページ企画財政課関係では、2 款 1 項 7 目 0241ふるさとづくり事業の 400万円の追加は、歳入で触れさせていただいた自治総合センターコミュニティ助成事業として関係各区に補助を行うものであります。

12款 1 項 1 目予備費は 2,021万 7,000円の追加で、歳入歳出調整額であります。

続いて、総務課関係で 2 款 1 項 3 目 0140行政管理総務事務は 6,000円の追加で、テレビ 2 台を処分するに要するにリサイクル手数料であります。

同項 6 目 0141庁舎管理事業は 270万円の追加で、本庁舎内トイレの一部を身障者、高齢者等への利便性を向上させるため改修するというものであります。

続いて、市民課 関係では、8 款 1 項 2 目 5810消防団活動推進事業は 31万 7,000円の追加で、査閲大会参加等に伴う、静岡県消防協会賀茂支部負担金であります。

続いて、福祉事務所関係では、3款2項1目 1200老人福祉総務事務は198万7,000円の追加で、歳入で申し上げた財団法人地域社会振興財団より受け入れた交付金を多世代交流地域ふれあい推進事業の補助金として実施主体であるフットハート伊豆に同額交付するものであります。

3款4項1目 1750生活保護総務事務は10万円の追加で、国民生活基礎調査の事務費として歳入同額を支出するものであります。

続いて、健康増進課関係では、3款7項1目 1902保険基盤安定繰出金は2,000万円の減額で、歳入で申し上げたとおり、国民健康保険税の軽減見込みによるものであります。

4款2項3目 2210後期高齢者医療事業は10万5,000円の追加で、後期高齢者医療事業のデータ処理用回線架設料であります。

続いて、産業振興課関係では、5款1項3目 3100農業振興事業は1万3,000円の追加で、歳入で申し上げた農業経営基盤強化資金の借り入れに対する利子の助成補助金として、5款3項1目 3600あずさ山の家管理運営事業は3,000円の追加で、山の家配備のテレビ1台分の処分に係るリサイクル手数料であります。

5款4項4目 3870災害対策緊急海岸整備モデル事業は予算の組み替えで、現存の漁協倉庫が工事執行上妨げになることから、保全工事費を減額し、物件移転補償関連経費に組み替えるというものであります。

続いて、観光交流課関係では、6款2項2目 425観光振興対策事業は60万円の追加で、歳入同額でもてなし品質向上モデル事業として観光協会へ委託するものであります。

同3目 4354尾ヶ崎観光案内所管理運営事業は44万2,000円の追加で、尾ヶ崎ウイングトイレ清掃臨時人夫賃金として。

次に、6ページをお願いします。

続いて、建設課関係では、7款2項3目 4605県単道路整備事業負担事務は2万3,000円の追加で、静岡県道路利用者会議負担金として事業費の確定に伴う増額。7款5項1目 5160景観計画策定推進事業は2万2,000円の追加で、景観市民会議委員は条例等による委員ではないために報酬等を報償費等に組み替えるとともに、講師を1名追加するものであります。

続いて、学校教育課関係では、3款3項10目 1730子育て支援基金は1,952万9,000円の追加で、子育て支援基金に積み立てるものであります。

9款1項2目 6010教育委員会事務局総務事務は6万円の追加で、電話増設に伴う電話料、同4目 6030児童・生徒適応指導事業は168万8,000円の追加で、県費委託金を受け入れ、不登



校、いじめ、児童虐待等学校が抱える各種課題についての対応指導等を指導員のもで行うものであります。

9款3項1目6150中学校管理事業は3万8,000円の追加で、稲梓中学校耐火金庫の移設に伴う運搬費で15万8,000円、東中学校下水道接続工事による浄化槽汚泥引抜料の見直し減額で12万円であります。

同3目6220下田東中学校下水道整備事業は1,171万円の追加で、延長248メートルの下水道接続工事を行うものであります。

続いて、生涯学習課関係では、9款5項5目6550公民館管理運営事業は5万7,000円の追加で、電話1回線増設に伴う回線架設料1万9,000円及び電話機等3万8,000円であります。

以上で議第49号平成19年度下田市一般会計補正予算(第1号)の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第50号平成19年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)についてご説明いたします。

補正予算書の33ページをお開きください。

第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,390万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億5,930万7,000円とするものでございます。

第2項の歳入歳出予算の補正で、款項の主な内容につきましては、説明資料にて説明をさせていただきますので、補正予算の概要の8ページをお開きください。

まず、歳入でございますが、1款1項1目一般被保険者・医療給付費分現年課税分は1,640万円の減額、同2節一般被保険者・介護納付金分現年課税分は1,730万円の減額、1款2項1目退職被保険者・医療給付費分現年課税分は810万円の追加、同2節退職被保険者・介護納付金分現年課税分は340万円の減額で、それぞれ調定見込額の確定によるものでございます。

3款1項1目1節国庫・療養給付費等負担金・現年度分は182万円の減額で、介護納付金の減によるもの、同2節国庫・療養給付費等負担金・過年度分は846万2,000円の追加で、過年度分精算分として、3款1項2目国庫・高額医療費共同事業負担金は65万6,000円の減額で、額の確定によるものでございます。

3款2項1目国庫・普通調整交付金は1,000万円の減額で、見込みによるもの、4款1項1目療養給付費交付金・現年度分は221万円の減額で、退職被保険者等国民健康保険税の増

見込みによるものであります。

5款1項3目県財政調整交付金・普通交付金は32万円の減額で、見込みに伴うもの、5款2項1目県費・高額医療費共同事業負担金は65万6,000円の減額で、3款1項2目と同様、額の確定によるものであります。

6款1項2目保険財政共同安定化事業交付金・現年度分は1,095万円の減額で、額の確定によるもの、8款1項1目一般会計繰入金・保険基盤安定繰入金は2,000万円の減額で、軽減税額の減額見込みによるものが主なものであります。

9款1項1目繰越金は1億2,105万7,000円の追加で、平成18年度国民健康保険事業特別会計の決算見込みにより補正するものであります。

続いて10ページ、歳出であります。1款1項1目830国民健康保険総務事務は30万円の追加で、高額療養費支給システム変更のための業務委託として、3款1項1目844老人保健医療費拠出金224万7,000円の追加、3款1項2目844老人保健事務拠出金4,000円の追加、4款1項1目845介護納付金1,170万9,000円の減額は、それぞれ拠出額等の額が確定したことによるものであります。

5款1項1目846高額医療費共同事業医療費拠出金は262万2,000円の減額、同2目846保険財政共同安定化事業拠出金は1,095万円の減額で、それぞれの額の確定によるものであります。

7款1項1目848国民健康保険診療報酬支払準備基金の7,000万円は、平成18年度繰越金の一部を積み立てるものであります。

9款2項1目856国民健康保険一般会計繰出金は86万7,000円の追加で、前年度出産育児一時金の精算返還に伴う繰出金であります。

10款1項1目予備費は57万円の追加で、歳入歳出調整額であります。

以上で議第50号平成19年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)の補正を終わらせていただきます。

続いて、議第51号平成19年度下田市老人保健特別会計補正予算(第1号)についてご説明いたします。

予算書の53ページをお開きください。

第1条の歳入歳出予算の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,136万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億3,436万2,000円とするものでございます。

第2項の歳入歳出予算の補正の款項の内容につきましては、説明資料にてご説明いたしますので、補正予算の概要の12ページをお開きください。

まず、歳入であります。2款1項1目国庫負担金・過年度分が527万5,000円の追加で、平成18年度分の精算に伴うもの、5款1項1目繰越金は2,608万7,000円の追加で、決算見込みによるものであります。

続いて、歳出の3款1項1目8640老人保健償還金は1,265万円の追加、3款2項1目8660老人保健一般会計繰出金は1,871万2,000円の追加で、それぞれ平成18年度分の精算に伴うものであります。

以上で議第51号平成19年度下田市老人保健特別会計補正予算(第1号)の説明を終わらせていただきます。

続いて、議第52号平成19年度下田市下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてご説明いたします。補正予算書の65ページをお開きください。

第1条の歳入歳出予算の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,090万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億6,590万円とするものでございます。

第2項の歳入歳出予算の補正の款項の内容につきましては、後ほど補正予算の概要にてご説明いたします。

第2条の地方債の補正は68ページをお開きください。

第2表地方債補正変更は、公共下水道事業としての下田浄化センター等施設更新事業の事業費の増額に伴うもので、限度額を2億9,050万円から520万円追加し、2億9,570万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりであります。

それでは、説明資料にてご説明いたしますので、補正予算の概要の14ページをお開きください。

このたびの補正は、当初予定していた下田浄化センター等更新事業の耐震診断委託、硫化水素対策調査委託、処理施設機器改築診断委託等の委託料を取りやめ、下田浄化センター等施設更新工事を実施することとして、予算の組み替え及び事業費の増額を行うものであります。

まず、歳入であります。3款1項1目国庫・公共事業費補助金は570万円の追加、8款1項1目下水道事業債は520万円の追加で事業費の増に伴うものであります。

続いて、歳出の2款1項3目8832下田浄化センター等更新事業は1,071万4,000円の追加で、

内容は補正内容等の欄に起債のとおり、耐震診断委託、硫化水素対策調査委託、処理施設機器改築診断委託等を取りやめ、下田浄化センター等更新工事関連事業に組み替えるものであります。

4款1項1目予備費は18万6,000円の追加で、歳入歳出調整額であります。

以上で議第49号から議第52号までの4件の補正予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（増田 清君） 番外。

上下水道課長（磯崎正敏君） それでは、水道事業会計の補正予算についてご説明いたします。

お手元の水色の水道事業会計予算書のご用意をお願いいたします。

議第53号 平成19年度下田市水道事業会計補正予算（第1号）でございますが、予算書の1ページをお開きください。

補正（第1号）の主な内容でございますが、資本的収入及び支出におきまして、支出で第6次拡張事業のポンプ場位置変更に伴う用地費の増額、配水池の構造変更に伴う設計委託の増額が主たるものでございます。

まず、第1条でございますが、平成19年度下田市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものでございます。

第2条は、収益的収入及び支出でございます。予算第3条を次のとおり補正するものとし、支出で第1款水道事業費用10万1,000円を減額し、6億7,862万5,000円に、その内容といたしまして、第1項営業費用を40万円増額し、5億2,095万2,000円に、第2項営業外費用50万1,000円減額し、1億4,867万3,000円とするものでございます。

第3条、資本的収入及び支出でございます。予算第4条本文括弧書中「不足する額2億5,510万4,000円」を「不足する額2億6,522万4,000円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,463万円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,511万2,000円」に、「減債積立金2,606万2,000円」を「減債積立金3,570万円」にそれぞれ改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

支出ですが、第1款資本的支出を1,012万円追加し、5億402万7,000円に、第1項建設改良費を同額増額し、3億4,779万6,000円とするものでございます。

次に、予算に関する説明書で2ページをお願いいたします。

平成19年度下田市水道事業会計予算実施計画の収益的収入及び支出でございますが、支出

といたしまして、第1款水道事業費用は10万1,000円を減額するものです。

内訳としましては、第1項営業費用は40万円追加し、1億1,367万6,000円に。内容といたしましては、2目配水及び給水費の委託料を同額増額し、第2項営業外費用の2目消費税及び地方消費税を50万1,000円減額するものでございます。

次に、資本的収入及び支出の支出で、第1款資本的支出、第1項建設改良費2目第6次拡張事業費1,012万円の追加は、須原ポンプ場の位置変更に伴う用地費の追加、配水池の構造変更に伴う委託費の追加でございます。

4ページをお願いします。

平成19年度下田市水道事業会計資金計画でございます。

受入資金は増減がございません。支払資金は1,052万円を追加し、9億7,069万6,000円に。この結果、資金残高は5,726万6,000円を予定しているものでございます。

6ページをお願いします。

平成19年度下田市水道事業予定貸借対照表でございます。

予定貸借対照表に、今回の補正第1号の補正予算を増減したもので、6ページの末尾に記載してありますように、資産合計は62億1,718万円となるものでございます。

次に、7ページをお願いします。

7ページ末尾に記載してございますように、負債資本合計は62億1,718万円となり、さきの資産合計と一致し、貸借対照表は符合しているものでございます。

8ページをお願いします。

平成19年度下田市水道事業予定損益計算書でございます。

1の営業収益6億7,038万8,000円から2の営業費用5億1,228万9,000円を引きますと、営業利益は1億5,809万9,000円となるものでございます。

次に、3の営業外収益418万2,000円から営業外費用1億4,004万7,000円を引きますと、マイナス1億3,586万5,000円となり、この結果、経常利益は2,223万4,000円で、これに5の特別利益1,000円を加え、6の特別損失500万円と7の予備費400万円を引きますと、当年度純利益は1,323万5,000円を予定するものでございます。

以上、大変簡単ではございますが、議第53号平成19年度下田市水道事業会計補正予算(第1号)の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどお願いいたします。

議長(増田 清君) 議第49号から議第53号までについて当局の説明は終わりました。

ここで午後1時15分まで休憩をいたします。

午後 0時 7分休憩

午後 1時 15分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

議第 49号より議第 53号までの当局の説明は終わっております。

これより、各議案ごとに質疑を行います。

まず、議第 49号 平成 19年度下田市一般会計補正予算（第 1号）に対する質疑を許します。  
5番。

5番（鈴木 敬君） 一、二お聞きします。

まず、景観計画策定推進事業についてお聞きします。

これで一番大きなのは、報酬をやめて報償にしたということでして、これは3月議会で、予算で提示されたときに、報酬というのは設置基準、条例に基づいたもので、今回の場合はそれでないので報償というふうな形に改めますという、6月補正でそれを上程しますというふうなことを、3月の議会の答弁の中で聞きましたけれども、そのことでよろしいのか、1点確認したいなと思います。

それとあとは、そういうことであるとすると、設置基準に基づかない、市議会ではないというふうな、委員会であるというふうなことでなると、じゃ委員会の性格というのはどのようなものになるのか。何月何日までにこのような答申 をするかというふうなことではなくて、単なるお話し合いの機関になってしまうのかどうか、そこら辺の委員会の性格について、またお聞きしたいなと思います。

それと3点目としては、講師の謝礼というのがございまして、先ほどの課長の説明ですと、講師1名を追加するかというふうなこともおっしゃっていましたがけれども、そうすると講師2名になるのか、講師というのはそもそもどのような人を予定しているのか、また講師を呼ぶということがどういうふうなことを意味するのか、何のために講師を呼ぶのかというふうなことをお聞きしたいなというふうに思います。

4点目としては、3月の予算の中では、景観計画策定業務委託というので 250万計上されていますが、要するに景観ガイドプランですよね、たしか平成6年につくられた景観ガイドプラン、これを改定するということだと思いますけれども、これは業者に委託するというふうなことをたしかおっしゃっていたと思うんですけれども、入札はもう済んだのか、外部業務委託ということだと思いますけれども、また景観ガイドプランをいつ頃までにつくり上げ

るのかということもちょっとお聞きしたいなと思います。

それと、一方において 外部委託で景観計画策定業務をするというふうなことと、それと並行しながら景観市民会議を年 4 回のペースでやっていくと前に答弁があったと思いますけれども、それとの関係というのはどのようなことになるのかについてもお聞きします。

それとあと、年 4 回で、たしか平成 20 年から平成 22 年にかけて、景観条例的なものを上程したいというふうな、たしか当局の方のそういうふうな答弁もあったと思いますけれども、その前には 3 年後、3 年かけて何とか景観条例をつくっていきたいというふうなご答弁もあったと思いますけれども、今の時代でこれから 3 年かけてやるというのは、余りにもペースが遅いんじゃないのか。そもそも景観ガイドプランもこれからつくろうとするわけですが、その前に 400 万で下田市歴史的まちなみ景観形成計画策定業務委託計画書というものを委託しました。それができ上がっていますよね。そういうのもあるし、またこれまで都市計画マスタープランもつくりました。その前には中心市街地活性化基本計画というのもつくっております。まず、その前には、リノベーションのときにも冊子を一つつくっております。さまざまな形で下田のまちをどうするのかというふうな計画というのはいっぱいあるわけですので、そしてまた 1 年かけて建設課が一生懸命頑張ってくれまして、まちづくりルール検討会もやりましたし、その前にまちづくり会議も各地域でやっております。そのような土台の上にこれからつくるのであれば、これからまた 3 年間、いろいろ各地を回りながら話を積み重ねていくというのは、ちょっと余りにもペースが遅いんじゃないのか、下田の経済状況というのはそんな悠長に待ってられないんじゃないかと思うのですけれども、もう少しそこから辺のペースを上げられないものなのかどうかというふうなことについてもお聞きします。

2 点目としては、あずさ山の家のことをちょっと聞きたいのですけれども、補正で 12 万円の水の売上代金収入というのが入ってきますけれども、たしかあずさ山の家指定管理者に契約するとき、そのときの実施事業計画の中にも水の販売ということはたしかあったと思いますけれども、そのときには外部から持ってくるものをただ売るだけだよというふうなことだったと思います。別に、敷地の中にその水を製品化するための工場とか、いろんなそういうものは一切やらないよというふうなことを聞いています。それが、今回は敷地内の井戸水売り出すというふうなことで、具体的に製品化するまでの過程というのはどこでやるのか、どういうふうな形で井戸水を製品化するまで、瓶詰だとか殺菌だとか、いろんなことがあると思いますけれども、そこから辺はどこでやるのかということをお聞きしたいと思います。

それとまた、水を売るということが、新しく 19年度の事業計画の中にできたんだよというふうなことも答弁で聞いておりますけれども、19年度の事業計画並びに 18年度の収支決算についての資料というのですか、決算報告というふうなものを提示していただきたい。これは、副市長の方にも前々から、指定管理者についての1年間の収支決算と次年度への事業計画書というふうなのを見せてほしいというふうなことをお願いしているんですけども、そこら辺のところ、あずさ山の家だけではなくて、できれば指定管理者制度をとっているさまざまな施設、文化会館等々も含めて、振興公社の分も含めて、1年間どのような成績だったのか、内容だったのか、指定管理者制度がどのように行われていたのかというふうなことも、できたらそういう資料を提供してほしいと思います。そこら辺についてのご答弁をお願いします。議長（増田 清君） 番外。

建設課長（井出秀成君） 景観に絡む幾つかのご質問でございますが、1点目に市民会議の位置づけなんですけれども、3月の定例議会の委員会の方でご指摘がありましたように、その市民会議の位置づけを明確にしながら、景観施策に取り組みなさいということの中で、庁内の景観施策の検討委員会の中で議論してきた結果、4月 27日に下田市の景観施策にかかわる下田市景観づくり市民会議設置要綱というのを決めました。その中で、ご指摘のとおり、性格が給与的なものではなくて、お礼的な意味合いであるので、報酬から報償の方に組み替えさせていただくものでございます。

その問題の市民会議の委員会の性格といいますか、位置づけというのか、そういった部分なんですけれども、景観計画の策定に係るいろんな調整をしていただくということで、行政と市民の方々と一緒になって行っていくわけなんですけれども、最終的には市民会議の中からいろんな今後のこと、計画の素案までつくっていければいいのかなと。それを市長の方に報告を受けて、正式には都市計画審議会の方でまた審議していくのかなという形にとらえております。

それから、講師2名はどのような人かということなんですけれども、あるいは何のためかということなんですけれども、なかなか景観施策の中で市民意識がどこまで高まっているかというのは非常に疑問もあるところで、今まで下田市そのものが景観施策にじっくりと取り組んできたかという、そういう部分も長い蓄積があったわけではございませんので、研修会を含めて市民意識啓発、1回目は実は小学生、中学生から一般まで含めて、絵画というかあるいは写真展を企画しているんですけども、それらの中で自分たちの誇れる景観といいますか、風景といいますか、あるいはもしかしたら知らない部分の景観、そういったものがあ



るのかなという市民意識の啓発と同時にそういった誇りを持つために、そういったことを企画しております。それにあわせて講師を呼んで、いろんな部分をしていきたい、あるいはそれで足りなければ追加して、そういった景観の研修をしていきたい。そのためには、やはり景観の知識の豊富な専門家の方々、あるいはもっと身近のためには、下田にかかわる身近な講師、下田にかかわる大学の先生もあるんですけども、それにあるいは下田のかかわる身近な講師も必要なのかなという部分とか考えていまして、1名講師を追加しております。

さらに、景観施策の委託との関係はどうなるのかということでございましたけれども、委託は既に発注しております。その委託業務とこちらの市民会議は、一緒に並行しながら進めていきたいというふうに考えております。それぞれ足りないものを補い合う、あるいはそれぞれの部分をそれぞれに生かしながらしていかなければいけないのかなと思います。

それから、条例化に向けて各市のプランあるいはまつり検討会も開いたのではないかと、何かいろんなことをやってきたのではないかと、その中で何も3年かける必要はないんじゃないかと、もっと圧縮できるのではないかとのご意見でございますけれども、そういった今まで取り組んできた中で短期に行う方法というのも考えられるかもしれませんが、今まで取り組んできた施策が景観のことを前面に言ってきたかということ、そうではない計画が大部分であります。その中に一部景観が含まれてくると、どこかで景観そのものがかわってくるんですけども、ここで一気に、今回はその景観に特化したことですので、景観のことを、じゃ短期にということになりますと、どうしても行政がつくったものを市民の方々にこれでいかがでしょうかという提案型になりやすい部分があるかと思えます。そうじゃなくて、やはりこれから下田市のまちづくりとして、景観を中心としたものをいかに実効性のあるものにしていくかということになれば、それは市民そのものが自分たちの景観に誇りを持って、ではこういう景観施策であれば我々もできるのではないかと、そうしていこうよというふうなのが必要かと思えます。そのためには、やはり短期でなくて、ある程度市民意識を啓発しながら、市民感情を高めながら、その中でつくっていくのがよいという判断で少し時間をとっております。

以上でございます。

議長（増田 清君） 番外。

産業振興課長（滝内久生君） 山の家の水の関係ですけれども、どのような形で水を販売していくのかということですが、山の家の敷地内の井戸水からタンクローリーで、10トンの車で運びまして、それを伊豆の国市のミロクという会社があるそうで、そこでは下田だけ

ではなくていろいろなところの水を、今回のペットボトルに詰めるというようなことをやっているそうです。低温殺菌はある程度の時間、牛乳みたいな形でやって殺菌をして、ペットボトルに詰めるというようなことでございます。

それから、19年度の事業計画につきましては、18年度と比べて主に変わったところだと、狩足の水を売るんだよという部分が、今度は敷地内の井戸水を販売したいという実施計画が、主に違っているところといたしますと、その辺が違っております。

それから、収支決算ですけれども、協定に基づきまして、収支決算の報告が出ております。ちなみに山の家につきましては、売り上げが1,204万5,030円となっている、約1,204万5,000円、経費が4,963万580円で、その差額3,757万6,550円が赤字ということになります。原因は、自主事業自体の売り上げが少なかったということと、それから宿泊人員が想定したものよりも少なかったということが上げられます。

それから、山の家だけではなくというお話でしたので、ポーレポーレにつきましては、すみません、今日この場に持ち合わせていないものですから、後に報告させてもらいたいと思います。

以上です。

議長（増田 清君） 5番。

5番（鈴木 敬君） 講師というのはまだ具体的には、だれだれということでは、特定の個人はまだ決まっていないというふうなことでか。

外部委託というのは、やはり入札して、下田市外の外部のそういうプランナー、専門のところを発注したということですね。それができ上がってくるのはいつぐらいですか。それが1点と、もっとペースを早くしてもらいたいというのは、景観に特化した、今までのプランとかいろいろなものは景観に特化したものではないよ、だから景観に特化したそういうふうなものをつくるには、まだこれからも時間がかかるんだよというふうなことだと思いますけれども、景観に特化したものをつくり上げていくということは、具体的には景観条例を下田市が策定するというふうなことを意味するものなのか。そこら辺の確定、単に話し合いじゃなくて景観条例というような形で、あるいはまちづくり条例なのか、景観条例という形で条例化すると、下田市の特に旧町内を中心とした下田全市のその景観については、条例化するというふうなことをはっきりと目的としたものであるのかどうなのかの確認をもう一遍お願いします。

議長（増田 清君） 番外。

建設課長（井出秀成君） 委託の完成は、この市民会議と連動しております。そちらでいろいろ、委託の中で議論したものを市民会議の中で提案して、市民会議で議論していただいたり、いろんな関連が出てきますので、年度末の完成を目標にしています。

2点目の景観条例化を目的としているのかということ、最終的には景観条例を定めていきたいという前提の中で計画を進めていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（増田 清君） 講師は決まっているか決まっていないかということ……。

建設課長（井出秀成君） 失礼しました。

講師はまだ決まっておられません。

議長（増田 清君） ほかに質疑ありますか。

1番。

1番（沢登英信君） 何点か先に質問をしたいと思います。

保険基盤安定負担金 200万、それから保険基盤の安定の国・県の負担金がそれぞれ 200万、1,300万削減になっているわけでありまして。医療費が減ったということが主なる理由かと思いますが、この理由を明らかにしていただきたい、どういうことかお尋ねしたい。

それから、出産一時金積算分が 86万 7,000円の増ということで、予算 1円だったものは確定をしたということだろうと思えますけれども、出生の傾向とあわせてどういうことになっているか、お尋ねをしたいと思います。

それから、家電リサイクルの手数料、大変少ない額でありますけれども、総務課の方で 6,000円、これは家電関係を廃棄しようということだろうと思えますけれども、そういうことなのかどうなのか。

それから、産業課の方で家電リサイクルの手数料が同じように出ておまして、山の家の管理運営事業費の中に含まれていると。管理運営事業費は、既に委託契約の中で対処されるべきで、なぜここで 3,000円といえども予算化がされなければならないのかと、指定管理との関係はどのようになっているのかという点であります。

それから、災害関連でありますけれども、外浦の漁港の保全工事の減額と建物移転補償、それにかかわる調査費も含まれていると思えますけれども、こちら辺の内容についてお尋ねをしたいと思います。建物の移転補償は具体的にどういう形で進められて、この金額に落ち着いているのかというような点を明らかにしていただきたいと思えます。

それから、予算書の方の 12ページの歳入、あずさ山の家の井戸水売却代 12万円。この予算

が、どういうわけでここで措置ができるのか。ご案内のように9月議会におきまして、この問題は多くの議員が指摘をしてきたところであると思います。井戸の増し掘り、土地に付随するこの井戸水は当然公の資産であると。しかも、この井戸水は山の家の水が不十分だと、沢水が不十分であると、その心配を解消するために井戸を掘っていいという、本来市が行うべき事業をこの事業者にやっていただく。したがって、その井戸水の水量は、山の家の管理のみに使うと、こういう制限のもとに井戸の増し掘りを許可をしたと。そして、副市長自身、土地から生じる恵み物であると。したがって、これは市の財産であるということになります。当然そこで使っている水は、施設の運営のために使う水、財産の区分からいけば行政財産ということになると思うわけであります。山の家の運営のためのみに使う井戸の水、それが条例もなくしてどうして売ることができるのかと。

そして、このときの9月議会での答弁では、こういうチラシが既に出ているのではないかと。協定や等々ないままに、業者はこの水を売ろうとしているのではないかと。そういうことにきっちり歯どめをかけなさい、なぜなら公の施設として、農村体験施設、都市と農村の交流を通じて、稲生沢地区の交流を図る、そこでの農産物や物産を山の家で消費していただいて活性化を図っていくと。こういうことがこの山の家施設本来の目的で、ある特定の指定管理を受けた方が利益を上げるための施設に変えられていっては本末転倒だと。ここの問題はどうなっているのかと、この念押しがされていると思うわけです。副市長は、そういう方向には持っていないという方向で答弁をしていると思いますし、市長はミネラルウォーターについては聞いていないと、こういう答弁を18年の9月議会ですしているわけです。全くどういう管理をしているのかという点についてお尋ねをしたい。行政財産であれば条例なしに売ることはいけないし、そもそも売るという姿勢そのものがこの指定管理の方向と合わない、一致していない課題であると思います。

とりあえず、お尋ねをいたします。

議長（増田 清君） 番外。

健康増進課長（河井文博君） 1点目の国民健康保険の基盤安定の質問でございます。保険基盤安定負担金でございますけれども、これは要するに低所得者が多いところについて、うちの方ですと軽減措置がございまして、6割、4割というのは議員ご承知のことと思います。その6割、4割の分についての補助を国とか県がしてくれるわけなんですけれども、国については保険者支援医療分というのがございまして、これが400万円今までの実績に合わせて少なくなるだろうということの2分の1を国の方が補助してくれていますので、その2分の

1の200万円少なくなるという内容の補正でございます。

それから、県の方もございます。17年度に4分の3というふうに税率が変わりましたけれども、この三位一体の改革で17年度に、今までは国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1というふうになっていました。17年度に国の負担がなくなりまして、県が4分の3になったものです。今回基盤安定繰入金は1,600円の減額というふうに見込みでなりまして、その4分の3ということで、1,200円でございます、その金額が今回の補正となってあらわれています。

それから、出産の話です。出産も一般会計の方から3分の2ほどいただいております、これが1,370万円ほど一般会計で入れていただきまして、実際913万3,000円を支出しているんですけれども、国民健康保険として出産したのは、18年度は42人でございます。10月に改正がございまして、1人30万円だったものが35万円ということで変わった経過がございました。今回、そういうことで割り切れないようになっておりますけれども、1,000万円の受け入れをしてあって、差額の86万7,000円を精算分として一般会計にもらい過ぎていたものですから返すということでございます。

国民健康保険は以上でございます。

議長（増田 清君） 番外。

総務課長（糸賀秀穂君） 家電リサイクル手数料関係のご質問でございますけれども、2款1項3目の行政管理費6,000円の追加補正でございます。これは補正予算書の17ページ説明欄ご記載のとおり、市役所の大会議室に置いてありますテレビ2台をリサイクル処分するための手数料でございます。昭和53年、それから昭和6年に購入したテレビでございますけれども、これまでそのままになっていたものを処分させていただくというものでございます。

以上です。

議長（増田 清君） 番外。

産業振興課長（滝内久生君） 産業振興課の部分に計上されております家電リサイクルの関係ですけれども、これは平成3年に購入された元事務室にあったテレビデオです。大分年数がたっておりまして映らなくなったということで、物品の管理規則に従いまして、手続を行いまして不用品等扱いをしております。その処分費でございます。2,835円ですか、それを計上させてもらっています。

管理協定の基本協定の中に維持管理についての協定がございましてけれども、備品、物品の処分についての記載はございません。あくまでも下田市の所有している物品ですので、それ

の処分をするということで、指定管理者ではなくて下田市役所がそのリサイクル料金について負担をするということで計上させてもらいました。

それから、外浦の災害関連の事業ですけれども、外浦の須崎の方に行く、海に向かって一番右側の方になって、今年度最後になるのですけれども、そこに陸開門を予定しておりました。陸開門の予定のところには、漁協が所有する倉庫が3棟ほどございます。最初は、漁協の倉庫に当てないのよということ、若干擁壁を海側に伸ばしてやっていたん ですけども、実際にその陸開門を施工する箇所がその倉庫の出入りに支障が出ちゃうものですから、それであれば陸開の擁壁を、陸地側にちょっと寄せて、そのほかの倉庫の使い勝手をよくしてもらいたいという、いろいろ協議、相談がありまして、最終的には倉庫を補償して使い勝手をよくしようということ、組み替えを提案させていただきました。

それから、山の家の水 12万円の歳入を計上させてもらっていますけれども、これにつきましては、去年の9月のやりとりについてはよく読まさせていただきました。それで最初、一般質問にもありましたけれども、当時水量が不確定な上に、指定管理者の方から水を売りたいよという意思表示も何も当局にはなかったということで、売るも売らないもない、そういう感じの答弁をしたと思います。

今回、なぜ売るかということにつきましては、昨年の 11月に指定管理者の方から揚水試験の結果表とともに、販売用の取水を求める承認願が提出されました。それを受けまして庁内でいろいろ論議を重ねたのですけれども、最終的には2月の政策会議におきましては揚水量が豊富であること、既存の場内の利用水が43トン弱で、それには支障がないということ、それから地域資源を活用して営業に寄与することについては大変有益ではないかという結論で、必要な手続を得た上で承認することはやむを得ないという結論に達しまして、その後平成 19年度の事業計画書が2月の末に提出されまして、先ほど鈴木議員からもご質問ありましたが、事業計画書が、今度は主なところがその敷地内から出てくる水の販売ということで、これを承認してございます。

それから、4月1日に改めまして、飲料水販売を目的とした取水願が提出されましたので、これは政策会議の決定事項でもありますので、承認いたしております。既に、売買契約は4月3日付で締結されております。内容につきましては、年間 240立米を1立米 500円で販売するというので掛け算しますと12万円ということになります。

それから、水の性格について、9月の段階ではこれなんだよという話は、しっかりしたものがでていなかったと思いますけれども、水の性格についても慎重に判断いたしまして、売

ることができるという判断のもとで、必要な手続を経まして販売の契約を締結しております。  
以上です。

議長（増田 清君） 1 番。

1 番（沢登英信君） 国保の方はわかりました。

ただ、1 点だけ質問をしたいと思いますが、国が各自治体に交付すべき特別調整交付金等の交付がきちりされていないという新聞記事が出されております。県南においてはそういう事実があるのかないのか、下田市についてきちり県に問い合わせ、国・県がよこすべき国保への交付金が、調整金等が、交付されるべきものが滞っていないかどうか、確認をいただきたいと、確認をしていただければご答弁をいただきたいと思っております。

それから、12万円の水の答弁については答弁になっていない。どういうわけがこの公の行政財産を売ることができるのかという質問に対して、売ることができるから売ったんだ、これじゃ答弁にならないでしょう、なりますか。

地方自治法に基づいて、どこの何項に当たって、こうこうこういうわけで売ることができる、こういうことになると思うわけです。9月の議会の中では、副市長自身が公の財産だと言っているわけです。そうしますと公の財産は、普通財産か行政財産かということになるわけです。当然、山の家の管理のために必要な水確保のために増し掘りを許可したんだと、こう答弁しているわけです。そして、それ以外には使用をさせないと、こういう条件で増し掘りを許可をしていると。それがどうして売ることができるの。しかも、売ることができるじゃなくて、既に製品になってまちなかに出回っていますね、状況が。一時期、そういう意味での狩足の水ということであれば、山の家の水源じゃないので、狩足の水を自ら開発してお売りになるのは結構です。しかし、山の家の増し掘りした水をどうして売ることができるの。余っているからといったって売ることができませんよ、行政財産は。ちゃんと条例をつくらなければならない。どういう根拠でそんなことができるのか。またまた違法なことをできるかのようにして進めるという、この当局のやり方はきちり改めていただきたい。

山の家が設置された設置条例、山の家の、農村体験施設の条例、そして2月に協定を結んだ基本協定、それらに照らして売ることができるかできないか、当然そんなことを判断しなければならないでしょう、専門家たる職員が。しかも、9月にはこういう議論がされているでしょう、当局はそういうものは聞いていない、売らないと。それが2月になったら、売らんだと、もう契約を結んでいますよと。この間、全員協議会もあったわけでしょう。そういう重大な問題で、しかも議会が疑問を投げかけているものを、どうして説明もなしにこんな

ことを進めるの、とんでもない話ですよ。じっくり答弁してください、その辺のことについてどういう根拠で売ることができるのか。僕の見解は、地方自治法に基づいて売ることができない、違法な行為をしていると、こう言っているんですから。

議長（増田 清君） 番外。

副市長（渡辺 優君） 私の方から、山の家の水の販売について答弁をさせていただきます。

経過につきましては、今担当課長の方から答弁をしたとおりでございます。当初、自治法上の238条の1の公有財産ということで、沢登議員も承知のように、公有財産の中には行政財産と普通財産があります。ただ、この水については、慎重に議論をいたしまして、県の行政室にも確認をいたしました。逐条解説等々から、この水というのは公有財産ではあるが、その土地から切り離して水だけを処分する場合は動産であるから、物品として処分すべきである。こういう県の解釈、見解も示されました。そういうことでいうならば、河川の転石と同じようなものであるよと。しっかりと手続をとるということは不用の処分をなさいということございまして、先ほど来説明していますように、余剰水ということで430トンほど採集できるんですけれども、うち山の家で最大使うのは43トンぐらいということで、後は余剰水で、特に周りにも支障がなく流してしまうものであると。これを有効活用するのも、また行政としても必要であろうということで、いろいろ協議をした結果、こういう物品の取り扱いの中で処分をしようということになったものでございます。

議長（増田 清君） 番外。

健康増進課長（河井文博君） 沢登議員の先ほどの質問ですけれども、あれは国保の方で次にありますので、そちらでやってよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 1番。

1番（沢登英信君） 副市長も、重々違法なことをわかっていながらこういうことを進めるというのは、私どうしても納得いかないわけです。238条に、土地に関する、土地から出てくるそれらのものは、3項で従物だと規定してありますよね。そして、239条の物品とは何かということの中に、土地に関する従物等については物品ではないということが明確にうたわれているわけです。物品とは何か、読んでみましょうか、現金（現金に代えて納付される証券を含む。）、公有財産に属するものは物品に当たらないと、基金に属するもの、これらのものは物品でないということは法令上明確にうたってあるんです。それを、県から聞いたからいいんですなんて、そんな解釈がどこから出てくるんですか。明らかに地方自治法違反



ですよ。しかも、その経過からいって、自然流下しているものじゃないでしょう、100メートルも掘ったでしょう、何百万もかけて。そして、ポンプアップをしている水ですよ、その水は。資源が無限であるはずない、資源は有限です。そういう意味で、山の家に必要な水量だけを使うために、増し掘りをするを許可すると、こう答弁しているでしょう、9月議会で。それが430トン、使うのは43トンだから分けていいんだと。しかも、そういうものであれば、当局が勝手にやっていたわけではない、ちゃんと行政財産ですから、あるいは行政財産の従物なんですから、議会に諮る、全員協議会に相談をする、売ることが妥当であれば、それを売るための条例をつくる、私は売ること自身が妥当だとは思わない。

あの地区については副市長もご存じのように、水源を見つけようかということで、稲 梓の何地区か、河川のそばをわずか10から15メートルだったわけですが、水源確保のためにかつて掘っているわけです。水源を見つけれなかったと、こういう事情もあり、そういう中で小学校の跡地で水源であれば、収益や単なる利益のために特定の人たちに使わせていい財産ではないことは明らかです。地域の活性化のため、地域の皆さん全員のために使うということが、行政財産の本来の目的じゃありませんか。行政財産じゃないとしても公有財産の一つであるわけですから。それを条例もなく、議会にも諮らず、一業者に指定管理をしているからということで売り払う、売るんだと。そんなことが許されるはずがないでしょう。どうなんですか、その自治法の239条の解釈は、これが物品であるわけがないでしょう。

議長（増田 清君） 番外。

産業振興課長（滝内久生君） 自治法では238条、簡単に書いてありますけれども、ただ細かいいろいろな状況にわたって、細部のいろんなパターンのものについては書かれておりません。その中で、我々が頼りとするところにつきましては、逐条解説を参考にしております。逐条解説を適用させるためには、その前に、先ほど副市長も言いましたように、県の行政室に相談をかけております。通常、何か問題があれば相談をかけておりますけれども、そこで河川の転石の処分に準ずるのではないかというご意見をいただきました。それで、238条の逐条解説では、従物は公有財産であるが、主物から切り離して従物だけを処分する場合は、動産であるから物品として処分すべきであるというふうに書かれております。それを参考にさせていただきまして、これは十分売り払うことができるものという判断をいたしました。

それから、売るために条例をということでございますけれども、物品会計規則がございます。その手続に従って、十分売り払うことができるものと考えておりました。物品会計規則に基づく手続については、これはなされております。

以上です。

議長（増田 清君） 1番。

1番（沢登英信君） とんでもないことを次々と、自分たちのやった決定を正当化するために述べていますけれども、その経過からいえばそんな経過じゃないでしょう。課長、わかっていますか。それじゃ、この業者じゃなくて、例えばAさんBさんがその水を欲しいと言ったらどうするんですか。同様に売ってくれるわけね。しかも、その金額は何で 500円だと、何で5円じゃだめだと。

物品であれば、当然公平に物品の売買を扱うと、そういうことが必要でしょう。だれが欲しいと言っても売るんですか。そんなとぼけた答弁をしてはいけませんよ。明らかじゃないですか、この指定業者に特定の値段で販売をしようという。公の施設の市がやることは、だれにでも公平に対応しなければなんないでしょう、違いますか。下田市民、だれでもが売ってくださいと言ったら、だれにでも売るんですか。どういう根拠でそれを売るんですか。ある人に売って、ある人に売れないなんてことができるんですか。物品であればそういうことになるのだよ。

議長（増田 清君） 番外。

産業振興課長（滝内久生君） まず1点目に、経過を理解しているかという、そういう質問ですけれども、できる限り、5月1日から出勤しまして、この経過については読ませていただきました。その中のニュアンスで事務を執行してまいりました。

それから、全然関係ないAさんBさん、別の人格の方が欲しいと言っても売るんですかということなんですが、そのパターンについては、若干想定しておりませんので、何とも今お答えすることはできません。

議長（増田 清君） すみません、もう4回質問しましたので。

ほかに質疑ありますか。

3番。

3番（伊藤英雄君） 幾つか質問をさせてもらいたいんですが、商工費の中で、尾ヶ崎観光案内所管理運営事業で掃除をする方で 44万2,000円出ているんですが、この方の期間と、それと、ちょっと記憶があれなただけけれども、当初予算の中にこの掃除のやつがあったような気がしたけれども、そこが当初予算の中になかったのかどうか。尾ヶ崎のあそこのところが汚いというのは、前に渡辺哲也さんがその質問の中で出したように、掃除の必要性を認めているのですけれども、期間と、それからこれが当初予算ではなくて補正で出てきた理由をち

よっと教えてほしいなということです。

それから、東中学の下水道整備事業で、ここは総額で1,17万、国の補助金が37万2,000円、起債が550万、一般財源から250万8,000円ということなんですけれども、起債の550万のうち何割かは交付税措置がされると思うんですが、今、下田市は集中改革プラン、それからこれまでの市長答弁の中にやはり行財政改革をしっかりと進めていくと、その中には借金を減らすんだと、こういう方針が何度も述べられているわけです。この補正予算では、予備費で約2,000万円ほどの予備費として現金があるわけです。2,000万円の現金があれば、550万借金することはないんじゃないかと。交付税措置がされれば、実際の下田市の借金は200万前後になるのかもしれないけれども、やはり借金を減らすということが現状の中では一番大事なことで、新たな借金をとにかくするという根拠がいま一つよくわからない。

既に、こういうことで決められたのでしょうから、これをひっくり返せとは言わんけれども、私自身の考え方としては、やっぱり片一方、現課では何十万の予算を削る、担当によっては1,000円単位の金を削っているというのが、私は実際にはあると思うんですよ。そういう中で、市民にもまた我慢をさせていただいている。こういうときに、資金繰りが楽にはなるんだろうけれども、片一方でその予備費で2,000万円残すお金があるのなら、新たな借金はしないようにした方がいいんじゃないかというふうに考えますけれども、この考えに対してどのように、今考えを聞いて思われるか聞かせていただきたいなと。

それから、あずさ山の家の井戸水については、この間ずっと議論を聞かせていただいて、経過の方も聞いて、僕自身はその井戸水を売却すること自身については問題ないのかなという印象を持っているのだけれども、引っかかるのはやはり当時助役さんがこの井戸水を掘ることについて、これは誠司さんの質問だと思ったんだけど、売めるのか売らないのかと言ったときに、売らないというたしか答弁があったように記憶しているんですよ。議会の答弁が、事業者から事業計画が出たから、それで簡単にぽこっとひっくり返っちゃうというのは、ちょっと議会に対して軽視なんじゃないかなという。先ほど沢登さんおっしゃったように、その間には全協もあれば、幾つかのそういう機会もあったので、もし当初、僕は井戸水を掘るときから売らんだといううわさというか、そういう可能性が議論されていて、議会でも多分そういう趣旨のことはあったんじゃないかと思うのだけれども、しかし売らないというならそれはそれでいいなと思ったのだけれども、そこで当局としては売らないという議会答弁をしたと。業者から売りたいというのが来たよと。そのときに議会に対して何の説明もなく、そのまま売っちゃうことにしましたというのは、いささか議会に対する軽視とまで言わんで

も、問題あるんじゃないかなと。それをちょっと確認したいんで議長にお願いなんですけど、  
暫時休憩していただいて当時の議事録の確認をしたいんです。

議長（増田 清君） 暫時休憩します。

午後 2時 9分休憩

午後 2時24分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、議第 49号の質疑を続けます。

伊藤英雄君。

3番（伊藤英雄君） すみません、貴重な時間をいただきまして、ありがとうございます。

議事録の方を確認させていただいたんですが、私が記憶していた当時の助役さんの売りま  
せんと明言したやつは見つからなかったんですが、関連といたしますか、似た形のやつでは、  
小林弘次議員さんの質問の中に、ミネラルウォーターを売るということを当時指定 管理者さ  
んの方で言っていると。そういうことは許されないんじゃないかというような、当時の議事  
録を読みますと。

したがって、一方、なぜそういうことになるかといいますと、市長、助役も認めているよ  
うに、指定管理者は増し掘りした水を、この水は私は下田市の貴重な財産だと思うんですよ、  
それをあたかも自分たちが自由に使えるように、これを近所に分けてやるとか、あるいはミ  
ネラルウォーターとして販売するとか、公然と公表しているわけです。こういうことについ  
て、聞いていないとか聞いているとか、のほほんとして返事をしているわけです。と いうような  
ことで、こういうことがあってはいけないという趣旨の方で質問があるんですが、それに対  
する渡辺助役の答弁としては。

それから、井戸につきましては、水は市の財産だと。当然、これは市が所有する行政財産  
の中からわき出る、言うなれば優良な果実であります。ですから、市の財産であることは間  
違いございません。ただ、あの施設を使うについて何回か議論をし、説明をしておりますけ  
れども、やはり有効活用のためには今の取水の状況だと大変不安があるということで、いろ  
いろ議論した結果、増し掘りを認め、優良な水が得られたと。これ はこれでプラスでありま  
すけれども、小林議員が心配されるようなことのないような形で、今後もこの議論を踏まえ  
てしっかりと詰めていきたいというふうに思っておりますということです。

小林議員のミネラルウォーターとして売却するんじゃないかという心配に対して、そうい

うことのないようにしますよという答弁があり、また一方、全協で配られた指定管理者制度導入に伴う、あずさ山の家の経過の中の下田市の見解（対応）ということの中に、4月24日協定、第2条の2に基づき、施設内利用をさせ、ミネラルウォーター販売等収益事業は認めないと、全協の資料の中にはっきり書かれているんです。先ほど言いましたように、その水を売ることは法的に問題がないという見解が示されて、それであればいいけれども、しかしやはり議会に対する説明、こういう議会答弁を変える場合には、やはり議会に事前に説明するということがなければ、ここでのやりとりの信頼性がなくなってしまうわけですよ。その点において、今回ミネラルウォーターから売却について新たな事業計画が出たからそれを認めましたよと。じゃ、この議会で議論していたことは何だと、その答弁は何だと。やはり指定管理者制度でやったとはいえ、市はやっぱりしっかり管理をするし、議会に答弁した内容に沿っていくというのは基本姿勢だろうと思うし、そのとおりにいかないのであれば、事前に議会に説明をして、その上でやはり現状に合わせた対応をとることが必要ではなかったかと。この辺にやや手落ちがあったんじゃないかというふうな印象を持っているので、その点について答弁をお願いいたします。

議長（増田 清君） 番外。

観光交流課長（藤井恵司君） まず最初に、尾ヶ崎の賃金が当初予算にあったじゃないかということで、ありましたけれども、それは人夫賃で3万ちょっとでございます。それで、今回お願いするのは、尾ヶ崎の管理が今のところやる団体がなくなってしまって、地元のグループがやるようなことの返事があって、交渉していたんですけども、この4月、5月、6月までは予備費をいただいたり、自分たちで掃除したりやっていたんですけども、ここで無理だということがはっきりしましたので、7月以降、賃金で安定した、特にトイレの掃除をやっていきたいと、夏が来るのでこれはしっかりやりたいということで出させていただきました。

以上です。

議長（増田 清君） 番外。

企画財政課長（土屋徳幸君） それでは、2点目のご質問の下田東中学校の下水道の接続事業に対する550万の起債の充当の関係でございます。

議員がおっしゃる趣旨につきましては、一方では今回の補正において予備費に対して2,000万前後の計上があるにもかかわらず、ここであえて550万の新たな借り入れをするのはいかなものかと。集中改革プラン等において当市の財政状況からすれば、起債といえます

か、借金を今後セーブしていくという方向性に逆行するのではないかというご指摘だろうと思います。

確かにおっしゃるとおり、その辺は一つの理論としての展開の理由はあろうかと思えます。しかしながら、議員ご存じのとおり、まず我々財政に携わる者といたしましては、まず貴重な財源となるのはいわゆる使途を目的制限されていない一般財源、これをいかに確保するかというのがまず重大な問題だと思うんです。といたしますのは、今言っている起債というのは、あくまでも適債事業ということの枠組みの中で初めて財源として有効活用できるものでありまして、それ以外のものについては、やはり一般財源で、補助金は別といたしまして、一般財源をもって手当てをしなければならないという、まず大きな原則があるわけです。そういう状況の中でまずそういった起債をできるだけこの際一般財源をできるだけ確保するという前提の中で、いわゆる適債という一つの条件つきながら財源として活用できるものは活用して、できるだけ一般財源の余剰財源を確保したいというものが、まず一方ではあります。

議員ご承知のとおり、当市の財政状況というのは、いわゆる景気の低迷の影響によりまして、景気が回復しつつあると言いつつも、地方の一小都市の当市のような状況の中では、依然としてやはり自主財源である税の減収は続いているわけです。一方では、同じく一般財源化できる交付税についても、三位一体の改革で国が絞ってきています。あわせて国庫負担金や補助金も減額されています。そういう状況の中で、できるだけ適債事業を探して、そしてそれを充当でき、それに効果として一般財源がその分確保、利用できるという理屈になるかと思うんです。

なおかつ、この起債につきましても、議員にもご説明したと思えますが、今後国のいわゆる再生法制等に準じた実質公債費比率ということの中で、いわゆる当初 20.4%という 18%を超える状況の中では起債も制限されるという状況で、いわゆる歳入における財源確保が非常に厳しい状態になっているというのは、まず前提として考えていただきたいと思うんです。そういう状況の中で、何とか一般財源を確保したい、そういう状況でありますので、一方では確かに起債を借りることによって公債費が伸び、いわゆる硬直した財政といいますか、経常収支比率は上がるということも我々は視野に入れながら、何とかその経常収支比率も下げることが目途に、ある程度柔軟性を持たせるような財政運営をしたいということであれば、やはりそれは一般財源をある程度確保したいということである。一方では、先ほど申し上げたとおり起債の制限については、自ら、年間特別なものを除く起債については4億円以内に抑えるというような考え方も一方では考えておりますし、そういった意味では何が何でも

適債事業であるから起債を充当するよという考え方ではないわけです。

あわせて一方では、予備費が 2,000万をここで新たに積むんじゃないかということですが、予備費が何千万あるのが適正であるかという法的な規制はございません。そういった意味でいえば、一例で言われるところは、予算規模にもよります。当市の場合、85億という予算後の一般会計の予算規模でございますので、通常大体 0.4%ぐらいなのかなと。そうなってくると、3,000万から 3,500万ぐらいがやっぱりどうしても必要なのかなと。それは逆にいうと、そういった意味では今回の補正後は 3,700万になるわけですから、そのぐらいはどうしても必要なのかなと。それは状況によります。確かに、各自治体の予算規模なり、それから財政の執行状況にもよるでしょうけれども、やはり我々、予算執行上からすれば、3,000万から 5,000万ぐらいの予備費が少なくともないと、いざ突発的な事故なり、それから災害なり、そういったものについて、すぐに一般財源で対応できるというような状態ができない状態もあり得るわけですから、そういった意味ではできるだけ予備費にもある程度、それは 1 億や 2 億というのは問題でしょうけれども、そういった形での財政的な手当ても必要ではないかと。伊藤議員がおっしゃる意味はわかりますが、十分議員もご承知のとおり、単年度会計主義といいつつも、やはり自治体は生き残るわけですから、来年以降の長期的な財政運営も含めた上で、今後財源をどのように利用していくのか。これはまた 9 月の 18 年度決算を踏まえた上での、また決算剰余金等の扱いにも論議がなされるでしょうけれども、そういう財政運営を我々はしていきたいというのが根底にございます。また、ちなみに今回の東中の起債の 550 万についての交付税参入はございません。

以上です。

議長（増田 清君） 番外。

副市長（渡辺 優君） 山の家の水の販売につきましては、今伊藤議員から当時の会議録を読んでいただきまして、大変恐縮をしております。

この山の家の指定管理につきましては、指定管理料ゼロということで、大変な議論を呼んだ中で、企業に任せるといふことでの活発な議論の展開がされました。特に、利用の形態が本来の形態から外れるんじゃないかというような心配もなされました。特に、食堂や自炊施設、それからまた行政財産の中に錬成館という建物も建てた。そういう経過の中で、先ほど来報告していますように、あの施設を有効活用するためには何としても水が必要だということとは、指定管理者の方から申し出があり、我々もいろいろ委員会の中で議論をして、確かに今の状態ですと、口では有効活用、誘客、より活発な、そう言いつつも、やはり肝心の水が

少なければ、それはもう枯れ枝だという思いがあったものですから、何とか水の確保をしたい。何年か先には、下田市も公共水道が引かれるけれども、それまでの間もやっぱり重要な期間だろうということで、いろいろ議論をした結果、増し掘りという形で認めました。

ただ、私が答弁した中では、まだその水がどのくらいの容量であって、どのくらい他に影響がない水の取水であるかということもまだはっきりしていませんでしたし、何回も申し上げて恐縮ですが、協定書の中の事業計画の中にも、あれからの取水の水をこういうふうに販売するという事は一切ありませんでした。ですから、事業計画にないものに対しては、市は一切認めませんと、これは売ることができませんよと言ったことは十分記憶をしています。そういう中で、先ほど来、課長が言っていますように、申請が来た段階でどうしようと、政策会議を含めて議論した結果、これを売ることに対しての市のイメージのマイナスはそれほど多くないだろうと。逆に企業として、また指定管理施設として、これは大きくプラスになるだろうというような各議員の意見もありまして、認めたわけでございます。

経過はこういうことでしたが、伊藤議員から、そういう発言をしておきながら今回の予算計上だけで議論、これは不見識だという指摘がございました。私も今、反省をしています。申しわけありません。そういう思いで来たものですから、予算計上をして、しっかりと皆さんに議論してもらおうという思いもあったんですが、確かに言われるとおり、今まで全協等々も何回かありました。大変申しわけなかったですが、今後十分私としても反省をし、気をつけたいと思います。

議長（増田 清君） 3番。

3番（伊藤英雄君） 尾ヶ崎についてはわかりました。あそこは、下田に入ってくる一番最初の場所ですし、私なんかも日中通ってくると、まずあそこに駐車してないことはないですよ。そういう意味で下田の玄関口であり、やはりきれいな状態に今後もしていただきたいと思います。

それから、起債のことですが、おっしゃる意味はわかります。しかし、今やらなきゃならないことは、各現業課ですごい仕事を抱えていると思うんですよ。市民からの要望もたくさんある、それをやらなきゃいけないけれども、財政が厳しいからやれないでいる状態があるわけです。したがって、各課、ここに課長さん大勢おられますけれども、やはり市民要望を踏まえてやりたいことがあるけれどもやれない、こういう我慢、辛抱の中で事業、行政が運営されていると思うわけです。ただ一つ、ただ一課、企画財政だけが資金の不安があるから余分に資金を取ろうと、午前中でも子育て基金から金をちょこっと借りることもできるよと。



企画財政は各課に対して、金がないんだからこんな事業はよしなさいと、苦しいですけども我慢しなさいよ、こういうことを職務柄言わなければならない場面も多いかと思うんです。そういう中で、やはり自らも厳しい位置に置くと、こういうこともまた感じさせるような企画財政課であってほしいなと。自分のところはそんなに金がなくて苦しいのだから、それは余裕を持ちたいところは持たせてくれよと、こういうことであっては、やはり行政全般としていかなものかと、職員の一致団結に水が差すんじゃないかと、老婆心ながら心配をするわけでありまして。みんな苦勞して節約しているのに、1回 550万でやれば何十万かの利息を払わなければならないわけです。この何十万かを浮かせるために、職員も議員もまた、日夜苦勞しているわけですよ、頭を絞っているわけです。5%であれば年間 25万、何年で返すか知らないけれども、やっぱり数十万の金利を払うことになるわけですから、ここのところは一応私のお願いということで、起債についてはなるだけ避ける、こういう姿勢でいてほしいなということをお願いします。

また、副市長さんについては、これを生かして、今後とも議会とお互いの理解を深めながら行政運営に当たっていただけることを要望しまして、質問を終わります。

議長（増田 清君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第 49号議案は、それぞれ所管の常任委員会に付託をいたします。

次に、議第 50号 平成 19年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1号）に対する質疑を許します。

質疑ありませんか。

さっきは一般会計ですので、今度は特別会計ですので、一通り質疑をお願いをいたします。  
1番。

1番（沢登英信君） 新聞報道でご案内のように、国・県がよこすべき交付金に誤りがあったというような記事が出ているわけでありましてけれども、この点について当市、あるいは県内への事情はどんな事情にあるかと、そういう誤りはないのかということでございます。

議長（増田 清君） 番外。

健康増進課長（河井文博君） 国民健康保険の財政調整交付金の話だと思います。

財政調整交付金は、16年までは補助金が 10%、負担金は前は 40%で、大体この2つを合わ

せて50%という形は今まではやってきましたけれども、17年度に改正がございまして、三位一体の改革ということで、9%になりました。その9%の内訳ですけれども、普通調整交付金と特別調整交付金という2つに分かれておりまして、今回問題になったのは特別調整交付金ということでございます。この調整交付金については、その自治体の特殊事情ということで、要するにその自治体にお金がたくさんあるところとか、ないところとか、医療費がうんとかかっているとか、病院がたくさんあるとかという、そういう負担要因が多く絡むところに、今多くのお金をいただけるというような特殊性がございまして。

今度の特別調整交付金については、そのとおりでございまして、例えばその年に大災害が起きたりとか、それから大きな病気がはやったりとかという、そういう自治体については出してくれるということで、現在普通調整交付金が7%、特別調整交付金が2%というような形になっております。それで、今までは下田市は1回も特別調整交付金というのはなかったんです。この県内においても、今回新聞等にも報道があったかと思えますけれども、1カ所ちょっとそれに該当するところがあるんじゃないかというのは、この賀茂郡の西伊豆町が、という話があります。西伊豆の方は、ちょっとよくわからないという話でございましてけれども、静岡県内42の中のものしかすると西伊豆がというふうな報道がされておりました。

コンピューターのプログラムのミスということでございまして、この特別調整交付金をいただいているところというのは、ほとんどが過疎地域というのですか、例えば北海道とか沖縄とか九州とか離島とか、北海道については寒いものですから、暖房費なんか特別にかかるとか、そういう部類の財政調整交付金ということでございまして、県内においては、ちょっとはっきりとはまだわかりませんが、西伊豆町がという新聞を読ませていただきました。ほかのところはないそうでございます。

以上です。

議長（増田 清君） 1番。

1番（沢登英信君） 今回の国保の補正予算の特徴は、国民健康保険税 2,900万円の減額、これは本算定でということであろうかと思いますが、約 2,900万円の減額については、やはり国保に加入している市民の状態を反映しているものであると思うわけです。ですから、どういう状態と認識しているかお尋ねをしたいと思います。

昨日の質問の中では、200万以下の大変所得の少ない人たちが 48%近くあるのではないかと。そういう中で、見込み違いをされたということで、訂正を 2,900万されているのかどうなのか。これが単に税の調定とこの徴収率の関係で下げられるというようなことでなければ

いいと思いますけれども、きっちりとしたやはり国保税の税収を見込む必要というのは当然あるわけですので、そこら辺の措置に誤りがないという観点からお尋ねをしたいと思うわけです。

その他の歳入の方の減は、結局医療費等の見込みより少ない医療費で対応できると、こういう結果がそれぞれ、国の支出金あるいは県の支出金が三角という形になっていようかと思うわけです。大きくは、先ほど答弁をいただいた共同事業交付金等繰入金等が大きな三角になっていようかと思いますが、そういう理解で間違いがないのか、お尋ねをしたいと思います。

議長（増田 清君） 番外。

健康増進課長（河井文博君） 先ほどのご質問でございますが、この調定金額、いつも毎年6月に税が確定した後、それを国民健康保険に反映させて補足して、それが調定金額になるというような形で、毎回6月にさせていただいております。

18年度のときの6月については、たしか1億何千万円という三角になっていると思います。これは、どうしても国民健康保険というのは、医療給付費が幾らかかると、それを大体つかんでから、国・県・市の、あと基金がございますけれども、それらのルール分を差し引いて残った金額を新年度予算でやるということで、残った金額を調定で上げてやるものですから、6月になると、どうしても三角という、税の調定額が減ってくるということで、今回は2,900万、去年は1億3,000万くらいあったんじゃないかなというふうに思っています。

これについては、どういうふうな見解をとということですが、確かにこれは一般質問にもあったとおり、80%ぐらいが200万以下の所得だよという話で増田議員からあったと思いますけれども、確かに国保に入っている方の所得というのですか、全体かもしれませんが、下田市の所得状況が余り好ましくないというか、活発的でないことが国民健康保険にも反映されているということでございます。

お金があれば、6割、4割という軽減の部分が、今回3,700人ぐらい、たしかいるんじゃないかと思うのですけれども、そういう方たちが少なくなってくるんじゃないかと思っておりますけれども、そういうことで、所得の豊かな市と貧しい市というかによって、この辺が変わってくるということございまして、どうしても率は高いけれども調定が減っているということとは、そういうことを反映しているんじゃないかと。いつも国民健康保険の8.15だとか、資産分の0.5は高過ぎると皆さんから言われますけれども、この辺も幾ら高く上げてても財政に反映してこない、1掛ける10は10だけれども、10掛ける10とか、そういうふうになればいい

いなというふうに思いますけれども、そういうことで調定の減については、そういう仕組みで今年は2,900万ということでご理解願いたいなというふうに思います。

以上です。

議長（増田 清君） 1番。

1番（沢登英信君） その点は、調定額ということで理解をいたしますが、一般質問でも質問させていただきましたが、この賀茂郡の、下田よりそういう意味では高齢化、過疎が進んでいる地域においても、下田ほどの、ここに後にありますほどの高い税率になっていないと。そういうことからいえば、国保も、賀茂郡のせめて一番高いところまで引き下げると、こういう措置というのは当然必要だろうと思うわけです。例えば、所得でいえば8.15 この中で南伊豆の7.6の所得が一番高いわけですから、そのぐらいまで引き下げる。資産割は東伊豆がこのデータ以外に4.5ということであれば、0.5引き下げて4.5にすると。だれしも、平等割、世帯割、均等割等々も賀茂郡下よりも一番高いわけですから、この同じ郡下の町村のせめて一番高いところまで引き下げるといような措置は早急に検討すべきだと。

同じ共立湊病院にかかり、この地域にそれぞれ医療施設としてはお世話になっている賀茂郡下に住む人たちと、国保の税率が下田は飛び抜けて高いなんていう措置が1年以降そのまま放置されているということは、非常に問題だと思うわけです。税の均衡、医療サービスの公平化ということからいっても、下田の市民に特別な負担を設けていると。しかも、53万円で頭打ちになるわけですから、一定の150万から250万ぐらいの所得の人たちに過重な負担を負わせているという結果が出ているのだらうと思うわけです。そこら辺の見解について、課長としての見解をぜひお尋ねしたいと。ぜひとも、この高い税率を引き下げる努力の要請をお願いをしたいというぐあいに考えていますが、いかがでしょう。

議長（増田 清君） 番外。

健康増進課長（河井文博君） 賀茂郡下が低くて下田が高いということで、賀茂郡下のせめて1番高いところに合わせろということでご質問だと思います。

うちの方も高くしたいわけではございませんで、いろんな計画が、そのたびに財政を何とかやっていこうということで率がだんだん高くなってきたという経過でございます。これは何回もお話ししていることでございます。来年度がいろんな改革がございます。そのときに合わせて、今の税率の見直しを負担のなるべく少ないようにして、それから低所得者、それから中間所得者というのですか、ちょうど200万とかの負担のかかっているところを、よくよく吟味して、税率改正等を考えていきたいなというふうに思っています。

以上です。

議長（増田 清君） ほかに質疑はありませんか。

9番。

9番（増田榮策君） この国民健康保険は、一般質問でもるる課長の説明でよくわかったわけですが、この世間一般で言われている国民健康保険のこの給付費、病院がある地域ほど高いというデータがあるそうなんです、この賀茂郡での地域差、要するに1人当たりの医療費、こういうものの差が下田は、僕は大きいのかなとこういうふうに思うんですけれども、実は、長野県の山村の、本当に病院が20キロ30キロ先の方に行かなければならないというような病院は極端に医療費が少ないと、負担も少ないと、こういうようなデータが出ているのをびっくりしたんですが、これの1人当たりの医療費というのが、意外とお手盛りのところがあるんじゃないかなというような気がするんですよ。

よく年寄りが帰ってきますと、目的以外の診療の薬が相当入っているような気が、私もするんですが、このレセプト等の点検をして、長期にわたってそういう医療費の変動と申しますか、例えば風邪引きますよね、流行性の風邪、こういったときには相当な薬が意外と短期間で治るのに、長期にわたっての薬が出て、相当余るようなことが自分たちのことでも起こっているんですけども、医師会等の話し合いで、そういうこまめに患者の診療をして、薬を、その流行性の風邪とか、そういったものについては10日間刻みとか、1週間でもう一度患者の状態を見るとか、そうすれば相当の医療費の金額が、僕は少なくなっていくような気がするんですよ。ところが病院に行くと、風邪を引いても1カ月分ぐらい出すんですよ。長いところになると、40日から50日は出す。風邪でも大体そのとおりなんです。そういうむだが、僕はすごいあるんじゃないかなとこういうふうに思うんですが、この点いかがでしょうか。

議長（増田 清君） 番外。

健康増進課長（河井文博君） この調剤費の、薬の関係でよく一般に皆さんから、たんすの中に入れ切れないほど薬があるというようなことで、そんなの二、三日飲めば使わなくなるよと。5年ぐらい前の薬を飲んだりするということもあつたりとかということで、非常にむだだつてという話はたくさん聞きますけれども、これについては、厚生省についても調剤費の引き下げということを今やっております。2年ぐらい前に土屋雄二議員からも、ジェネリックのことが今大変重要視されていまして、それを使えるようにしたらどうかというようなことも検討されております。この間、診療報酬が引き下げになりまして、調剤費もまたる検討されているということで、それを1カ月かどうかよくわからないんですけども、薬につ

いても手を打っておりますので、それらの動向を見ていきたいなというふうに思っています。  
議長（増田 清君） 9番。

9番（増田榮策君） 実は、ある病院に私もかかっているんですけども、ジェネリックのことを医者に聞いてみました。実際には、そういう薬を使っても決して間違いではないけれども、新しい薬ではないから、私は新しい薬の方がいいですよと、責任持ちませんよと、こういうふうには私に言われて、仕方なくジェネリックじゃなくて普通の薬を使ったんですが、私は、例えば風邪が大流行したと。下田に患者が 100人 200人出たと、そういうときに先ほど言ったように 10日とか、1週間刻みの診療をすればいいところを、医者に行くと1カ月分の薬を実際には出しているんですよ、1カ月や 40日や 50日。しかも、そこで足が痛いとか、頭が痛いとか言うと張り薬まで出しているような状態なんですよ。これを是正しない限りは、これから高齢者が行ったときに、面倒くさいや1カ月分もらっておきますでは、やはり国保の内容はちっとも改善はしないと思うんです。ますますこの医療費がかさんでくるような状態になると思うんです。そこでやはり行政として、レセプト等の点検、それから医師会、こういったものの本音の調整をする必要があるんじゃないかなと。もしできたら、そういう点に気を遣って医療費を少しでも下げるような努力をしていただきたいと思います。

以上です。

議長（増田 清君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第 50号議案は、産業厚生常任委員会に付託いたします。

次に、議第 51号 平成 19年度下田市老人保健特別会計補正予算（第 1号）に対する質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第 51号議案は、産業厚生常任委員会に付託いたします。

次に、議第 52号 平成 19年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第 1号）に対する質疑を許します。

質疑はございませんか。

9番。

9番（増田榮策君） この下水道のことについて、ちょっと予算から多少外れると思いますけれども、下水道の用地がありますよね、今の下水道の福浦の用地。それで、一番左側の高度処理予定地というのがありますよね。これは、外防のコンクリートブロックなんかをつくっています。片方には、右側の向かって反対側の方、腰越の方に向いているところは残土捨て場になっています。これは本当に、将来下水道はここで処理をやるので、有効な土地の、あれはむだなような気がするんですけども、その辺のところをどういう計画が、本当に高度処理があるのかなのか。

それから、こちらの用地については、この用地を有効利用する方法ももっとあるんじゃないかなと思うんですけども、かつて何か公明党の大臣があったときに、あそこにヨットハーバーをつくったらどうだとかという陳情があったとか何とか、そんなようなこともちょっと聞いたこともありますけれども、もしできれば、そういった面についてもっと有効利用を暫定的にでもすれば、税収のあれにもなると思うんですけども、下水道の抜本的な解決の、赤字予算の多少なりとも補てんにはなると思うんですけども、その点いかがでしょうか。

それから、ブロックをつくっている、貸しているところは、あれはどれくらいの賃借料で貸しているか、ちょっとその辺を教えてください。

議長（増田 清君） 番外。

上下水道課長（磯崎正敏君） すみません、非常に難しい問題なんですけれども、一応下水道の浄化センターの用地につきましては、埋め立てをするときに利用計画という形のもので利用計画をつくっております。それで、高度処理用地につきましては、今、湾内の水はかなり浄化されてきれいになっているんですけども、一応水が浄化されない場合には高度処理が必要だというような形で、今浜松の方では高度処理をやっているところがあります。実際に水質が悪くなって、高度処理をやっているところがあります。そういう中から、一応高度処理用地は必要だと、何かあったときにはすぐつくれないもので、高度処理用地はどうしても必要だという形の中の利用計画をつくっております。

それから、それに絡めて今、高度処理をいつやるのかという話になると、一応水質が悪化したときということしか、今ちょっと答えられないんですけども、あそこで今ブロックヤードとして利用しているものについては、県とか市とか、そういうところの施設でやるという形の中で、無料で一応貸し出しをさせてもらっております。

それから、もう一つ、柿崎側の土地で、今土地が盛り上がっている部分があるんですけども、あそこについては利用計画においては、コンポスト用地という形で最終的には、一応

下水道の施設が完成してからコンポストにするという形の中で、その当時の形の中では畑とかいろんな状態のものを調べて、そういう形の中で利用計画を位置づけたという形の中で、全体計画がいつできるのか、その辺も今まだ見通しが立っていない状態でありますので、あそこについても一応今の形の中では、最終的にはコンポスト用地にするという形の中の計画は今変えておりませんもので、そのままの状態で今残っているというような状態となっております。

以上です。

議長（増田 清君） 9番。

9番（増田榮策君） 大体、大ざっぱにして1万5,000坪近くが、あそこで本当に遊んじやっていますですよ。本当にもったいないなと、僕は気にするんですよ、いつもあそこを散歩で通りながら。これを、今の下水道の財政から90億の借金、一般会計から7億円も出して、これを抜本的に解決するということは、私は至難のわざと思うんですよ。今、下水道の加入率よりも、少しでも確実にお金の取れるところは、永久とは言わず、何かの再利用をあそこに暫定的に考える必要があるんじゃないかな、決して永久的なものではなければ、そういうものも考える必要があるんじゃないかなと、そういうふうに私は個人的に思いました。

今、あそこは県の用地で無料で貸しているという言葉がございましたけれども、本来ならばあれは業者が負担するべきことなんですよ。県単の事業であっても、業者が入っているんですよ、あそこへは。そうじゃないの。県の事業で、直接県がやっている事業ですか、直轄のあれで。業者が入っているんだと思います。それぐらいは、少くくはほこりをあれして、あそこにごみを捨てて、縄を張ってあるだけで、無料で使っているというのは、ちょっと納得がいかないなと。あれだけの用地を遊ばせるということは、私は今の行政にとってそんな余裕があるのかなと。下水道事業を全体的に見たときに、1円でも多く、何らかの知恵を働かせて、あそこから少しのお金でも上げるような工夫がされるのがいいんじゃないかなと思うんですけども、市長さんどうですか。副市長さんでも。

議長（増田 清君） 番外。

副市長（渡辺 優君） 議員が言われるとおりだと思います。遊ばしている土地を何としても、あの厳しい下水道会計の中で少しでも役に立てたいという思いは常々持っているんですが、何かにつづかりますと、これはもう本当に当時3分の2の国庫の事業として埋め立てもやったという経過がございます、相談はするのですが、なかなか適化法の関係がありまして、非常に難しい。



例えば、今コンポスト用地、海側から向かって左側ですけども、前にも全協等々でも報告していますけれども、ヘリポート用地ということで、何回も何回も今、国交省の方との協議をしております。これは、防災とドクターという大きな目的を前面に出して、何とか認めてもらおうということでやっています。しかしながら、あれを一時目的外使用という形の計画を持って正面からぶつかったら、絶対これは認めてもらえません。そういうことで、時々どこのいざというときのための用地という、先ほど課長も答弁していますとおり、これは目的があつての用地でございますので、気持ちはわかるんですが、今までの経過からすれば非常に難しいと。

それから、借地料といいますが、確かに公共事業ということで、業者がそこを使って、宿として、テラポットなり、ケーソンなり、またブロックなりを使う準備のための用地としてやった場合、私も本来業者側の負担で貸し付けもいいかなと思うんですけども、これはいつも私もいるときに県の方とさんざん協議をしたんですけども、県としてみれば、公共用地という中で、例えばそういう用地をほかに借りて業者が使う場合は、設計の中にその借地料的なものも計上するというようなこと。また逆に、下田市がそういうことであれば、下田市の事業の中で県有地については何とか配慮してもらいたいという、お互いの暗黙の了解の中で、県の事業の場合は設計にそういうものを計上しないで、ぜひ公共的な事業であるからというようなことの話し合いで進んできた経過もございます。

そういうことで、今後は確かにこの厳しい財政状況の中でさらに検討しなければならないとは思いますが、何にもしていないんじゃないかとやってはきたのですが、壁にぶち当たるとというのが現状でございます。

議長（増田 清君） ほかに質疑はありませんか。

1 番。

1 番（沢登英信君） 下水道事業の補正であります。金額的には 1,090万、そんなに大きな額ではない。しかし、内容的には大変深刻な補正予算なのかなと、こんな印象がするわけです。なぜなら、減額しておりますのは、耐震診断の委託料であるとか、下水道の施設の硫化水素対策調査委託費、また処理施設の改築診断業務委託、それぞれ地震対策やもしものときにきっちり対応しなければならない、こういう課題の予算を削減をして、浄化槽センターの施設更新工事に充てると。金額もなお 520万ですか、市債、事業債を受けると、こういう内容だと思っておりますけれども、この中にありますのは、やはり浄化槽センターをもっときっちり更新しなければならないという事情があるにもかかわらず、この予算がないため

に、しょうがない、あるだけでやろうかと、しかも削ってはいけないようなものまで削ってこれに充てようかと、こういうような意図を感じざるを得ないんですけれども、実態はどうなっているんだと、どのくらいの浄化槽センターのための更新費用が必要なのにもかかわらず、3,500万程度にとどめているのかと。そして、削った事業については、本当に要らない事業なのかと、こういう点について見解をお尋ねしたいと思います。

議長（増田 清君） 番外。

上下水道課長（磯崎正敏君） 実は、一応今度の事業費につきましては、委託と工事費の組み替えという形にさせてもらっています。それから、耐震診断についても私たちは重要だと思っています。それから硫化水素、それから各施設の機器の診断についてもそう認めます。ただし今は、送風機関係なんですけれども、塩害がひどくて、送風機が回っていない状態であるというようなことがありまして、中の室内が正しく管理されていないという形で、一応送風機とダクトというのが、空気を入れたり出したりする管があるんですけれども、そのダクトも塩害でかなりやられているというような形の中から、浄化センターだけではなくて、一応水処理等武ガ浜ポンプ場、須崎ポンプ場の本当に悪い部分だけを先に直していきたいという形の中で、一応正常な管理ができるような形の中で、それと地震対策とかそういうのに影響がない部分について、先に先行していきたいと。

それから、あとの今回組み替えさせてもらった部分については、一応今回事業でやる部分については、国庫補助は国庫補助がつくんですけども、一応企業債の対象にはならなかったというような部分がありまして、当初予算では企業債を見込んでいたんですけども、そういう部分がないという形で、工事費に繰りかえれば一応企業債も適用になるというような形の中から事業費を組み替えた。それで、さきの委託料については、年々一つずつでもクリアしていきたいという形の中で、暫時、その工事費と合わせて委託を進めていきたいというような形で考えています。

以上です。

議長（増田 清君） ほかに質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第 52号議案は、産業厚生常任委員会に付託いたします。

なお、質問の発言で助役という発言がございましたが、副市長と発言していただきますよう、よろしく願いをいたします。

次に、議第 53号 平成 19年度下田市水道事業会計補正予算（第 1号）に対する質疑を許します。

質疑はございませんか。

3番。

3番（伊藤英雄君） 水道事業の補正予算で委託料 810万、土地購入費で須原増圧ポンプ場の実施設計計画・用地測量業務があるんですが、この須原増圧ポンプ場の具体的な位置と、これが補正で出てきて位置変更によるということだったんですが、その詳しい場所となぜ位置が変更になったのか、その理由についてお尋ねします。

議長（増田 清君） 番外。

上下水道課長（磯崎正敏君） 当初、須原の増圧ポンプ場の位置については、国道 414号線の未利用地部分がちょうど、宇土金入り口からちょっと先の部分にあるんですけども、そこに一応県の方でも未利用地ができるというような形の中で、そこを当初計画しておりました。

ただ、私たちは一応平成 17年度頃から、県が 414の拡幅工事をするというような形の情報を手に入れておりましたもので、その辺の話については県の方とも話をしながら進めていったわけなんですけれども、最終的には県が、今道路用地という形のものになっていきますと、道路の行政財産に実はなっておりまして、それを普通財産に切りかえるという形のものにしなければいけないと。そのためには、今供用開始されている道路があるんですけども、直線でスピードが出る道路があるんですけども、その道路の供用開始をしてからじゃないとできないというようなものを言われました。

それと、もう一つは、普通財産に切りかえてから売買できるまでには8カ月ぐらいかかるというような形のものも、実はいろいろ言われたわけなんですけれども、うちの方としては、須原の方については 20年の4月1日に供用開始したいよという形で地元説明会がもう全部入っておりましたもので、何とか4月1日に供用開始をしたいというような形を考えておりまして、最低、一番遅くとも、工事にかかるのが9月にかからないと、4月1日の供用開始には間に合わないというような形の中から、当初ポンプ場の位置を提案させてもらったところの近くを実は探したのですけれども、近くの地主さんもなかなかいい返事がもらえなかったというような形の中から、今予定しておりますのは、土屋造園さんの前に、こっちから行くと左側の土地が拡幅したところに土地あるんですけども、ちょっと今そのところを予定しております。その地主さんとの話しの中では、売ってもいいよというようなお話を今

内々されておりますので、ここに決めたいというような形で一応ポンプ場の位置を変えました。

土地の購入代金につきましては、当初 240万円を見込んでいたのですけれども、その増圧ポンプ場の今度購入するところの土地については、さきに県の方が 414号の拡幅のために用地を買収していたと。その県の用地買収の単価に合わせていったというようなことがありまして、今回 20万円の増額になったというような形でございます。

それから、委託料につきましては、実は3月 25日に能登半島沖地震というのがありまして、一応うちの方がここに考えておりましたのは、配水池とポンプ電気室の2つの建物を予定しておりました。電気ポンプの建物についてはRCの建物だもので、そのままの状態でもよかったと。ただ、配水池については、今言ったステンレス製の配水池を考えておりました。ステンレス製の配水池につきましては、業者を呼んだときも、地震にも大丈夫だよというような話がありまして、軽量化もありまして、工期的なものもある程度短くできるというような形の中から、最終的にステンレスにしようかというような形を決めて当初予算に出したんですけれども、その能登半島沖地震でこの配水池が壊れたというような情報をつかみまして、これじゃいけないという形の中で、今RCのタンクに変えようというような形の中で、実施設計委託をもう一度この中で、配水池だけについてやり直したいと。あとは、用地測量と登記までを考えて、一応 810万円という金額をのせさせていただきます。

以上です。

議長（増田 清君） 3番。

3番（伊藤英雄君） わかりました。

それで、その土地購入費が 20万多くなったということで、それからこれに伴う工事、まだこれから実施設計業務でつくっていくんでしょうけれども、設計が 810万だと恐らく数千万円、これは工事代としては高くなるとか、そういうことはあるんですか、予想としては。

議長（増田 清君） 番外。

上下水道課長（磯崎正敏君） 当初予算の方の範囲内の金額でできるという形のものを今大体つかんでおります。

以上です。

議長（増田 清君） ほかに質疑はありませんか。

1番。

11番（土屋誠司君） この場所が変更になったということは、県の職員というか、交渉の

結果、やってきて、あの場所でオーケーだということでやってきたわけですね。それが今年度になって急にそうなったということは、やっぱりこれは県の職員の怠慢だと思うんですよ。1年からずっと工事をして、ここで切りかわってもうできるというのはわかっていて、こういうものに県に対してはどういうことを言っているんですか。その処置というか、その場所を占用で借りるとか、売れなくても、こういう交渉はどうだったの。

議長（増田 清君） 番外。

上下水道課長（磯崎正敏君） 一応、ここであれなんですけれども、県の職員も3年に1度の異動がありまして、その中でその中身、引き継ぎの話で、一応明記をしてもらうような話をしてもらっていたのですけれども、一応私たちが行ったときには供用開始がかなり遅れているという部分は事実の話でありまして、この供用開始が早くスムーズにいけば、ある程度のものはつかめたのかなという気は持っております。それから、県の方の職員の方にも行きましたら、今の担当の方は素直に謝っておられましたもので、うちの方としてもこれ以上のことは言えないのかなというような形で思っております。

以上です。

議長（増田 清君） 1番。

11番（土屋誠司君） 県が謝ったら、工事増の残額を県に負担してもらえばいいんじゃないですか、そのくらいのことでもいいと思うんですよ。ずっとやってきたことが、3年の異動でわからなかったというのは、これはちょっとおかしいと思うんですよ。そういうことをやるかどうかということ。

それからもう一つ、20年の3月に水道が供用開始というのが決まっているというけれども、この財源のないときに1,000万もの金を増やしてどうなのかなという、その分今からやっても、何カ月遅れでもいいんじゃないですか、そういうこと地域に説明して。まだ管渠も全部はできていませんよね、六拡で決めたところで積み立てるまで、それに合わせるとか何か、少し説明して遅らせる方法とか、そういう何とかはとれないんですか。

議長（増田 清君） 番外。

上下水道課長（磯崎正敏君） うちの方は、ある程度の整備はされてきていると、残りわずかの部分であるよというような形のものがありますので、できれば早目に供用開始して、水道料金を徴収したいという部分も胸の中ではありません。

そのような形の中で、一応遅らせるという話もあるんですけれども、遅れるという話になると、また県の方も手続上の話の中から、いつ頃になるのか見通しが見つからない状態になると、

うちの方としてもまた二度と、また違う形になるもので、今確実にできることをやりたい  
というような形で考えております。

議長（増田 清君） ほかに質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第 53号議案は、産業厚生常任委員会に付託いたします。

議長（増田 清君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会します。

3日から4日まで、それぞれの常任委員会審査をお願いし、本会議は5日午前 10時より開  
催いたしますので、ご参集のほどよろしくお願い申し上げます。

ご苦労さまでした。

なお、この後、各派代表者会議を開催いたしますので、代表者の方は第1委員会室へお集  
まりください。

午後 3時27分散会